

(照会先)

社会保険庁運営部年金保険課国民年金事業室

室長補佐 後藤 利美 (内線3663)

室長補佐 唐川 照史 (内線3664)

電話(代表) 03-5253-1111

(直通) 03-3595-2810

平成18年5月10日

社 会 保 険 庁

平成18年度に実施する国民年金保険料収納事業に係る
市場化テスト(モデル事業)の実施に関する方針について

平成18年度に実施する国民年金保険料収納事業に係る市場化テスト(モデル事業)の
実施に関する方針を、別添のとおり策定いたしました。

実施に関する方針の概要は、以下のとおり。

1 目的

国民年金保険料の収納業務のうち、強制徴収や免除勧奨を除く業務について、包括的
に市場化テストのモデル事業として実施し、収納率の向上を図ること。

2 対象事業の範囲等

① 対象事業

未納者に対する国民年金保険料の納付督促業務、被保険者の委託に基づく国民年金
保険料の納付受託業務、口座振替の獲得業務、記録の管理及び報告までを包括的に委
託することとし、いかに効率的、効果的に実施するかという手段・手法については、
現行法の範囲内において、受託者の提案に委ねるものとする。

② 対象地区

茨城地区、埼玉中北部地区、埼玉中西部地区、千葉北部地区、千葉南部地区、
東京東部地区、東京西部地区、神奈川地区、愛知地区、京都地区、大阪地区、
兵庫地区、福岡地区の13地区(30社会保険事務所)とする。

③ 契約期間

平成18年7月から平成19年9月末までとする。

国民年金保険料の収納事業に係る市場化テスト(モデル事業)の実施に関する方針

1 目的

現下の厳しい経済情勢や制度に対する誤解や不信等を背景に、国民年金保険料の未納者は多数(平成16年度納付率63.6%。平成16年度末時点で過去2年間未納である者420万人)存在しており、未納対策は喫緊の課題となっている。このような状況の下で、社会保険庁においては、平成19年度納付率を80%に回復させるべく、各社会保険事務局・事務所ごとに策定した行動計画に基づき、これら未納者に対する電話、戸別訪問、集合徴収等による納付督促を行うとともに、負担能力があるにもかかわらず、度重なる納付督促によっても年金制度に対する理解が得られない者に対しては、強制徴収を実施し、収納対策に取り組んでいるところである。

本事業は、「規制改革・民間開放の推進に関する第一次答申」(平成16年12月24日規制改革・民間開放推進会議)に基づき、平成17年度に市場化テストのモデル事業として実施してきたところであるが、平成18年度においては、「規制改革・民間開放の推進に関する第二次答申(平成17年12月21日規制改革・民間開放推進会議)」に基づき、対象箇所を拡大し実施する。

実施に当たっては、従来社会保険庁が実施していた国民年金保険料の収納業務のうち、現行法の範囲内で民間事業者においても実施可能な範囲において、社会保険庁が行う場合と同等の条件の下、受託者の創意工夫やノウハウを活用すべく、免除対象者の選定業務や滞納処分における財産差押の決定・執行等引き続き社会保険庁が行う業務を除き、包括的に市場化テストのモデル事業として実施し、収納の向上を図るとともに、当該業務の質及びコスト(当該業務に要する直接的な費用に加え間接的な費用を算入)に関する官民間の透明・中立・公正な比較を実施することを目的とする。

市場化テスト(官民競争入札制度又は民間競争入札制度)とは、官と民又は民と民との間で透明・中立・公正な競争を促すことにより、国民にとってよりよい公共サービスを効率的に提供することを目指すものである。本モデル事業において社会保険庁は、自らは入札に参加せず、民間事業者間における透明・公正な競争入札を実施するものとする。

なお、官が自ら実施する事業と受託民間事業者のそれとの間で効率性の比較が可能となり、その結果競争的環境が創出されるよう、本実施方針に基づき必要な措置を講ずるものとする。また、社会保険庁及び受託民間事業者が実施した本事業の結果について、適正な事業評価を定期的に行うこととする。

2 市場化テストの実施及び競争条件均一化措置等に関する基本的な考え方

- (1) 本事業の目的は、①民間事業者の創意工夫を最大限活用し、対象となる未納者からの保険料収納を促進するとともに、保険料の口座振替を促進し自主納付者への転換を図ること及び②当該事業の質及びコストに関する官民間の透明・中立・公正な比較を実現すること、にある。
- (2) このため、受託者の創意工夫を最大限活用する観点から、業務の具体的な遂行の在り方や実現の手法は、入札参加者の提案と裁量に委ねられるものとする。また、受託者による業務の成果を評価し、対価の支払いを行う。
- (3) 官民間の透明・中立・公正な比較を実現する観点から、以下を実施する。
 - ① 民間事業者が本事業を実施する場合には、社会保険庁が自ら実施する場合と同様に事業に必要な範囲で、施設、設備、情報等の提供を受けられることを原則とする。
 - ② 本事業を実施する社会保険事務所における当該事業の実績（サービス水準及び費用）について、客観的かつ可能な限り定量的な指標を用い、費用を構成する項目要素と費用を公表する。
 - ③ 社会保険庁及び受託者の本事業実施経費等に対する財政補助の有無並びにその内容等を明確化し、公表する。
 - ④ 受託者の選定に当たって応札した者の企画提案書の評価を行うため、以下のブロック単位に市場化テスト評価委員会を設置する。
 - 北関東信越ブロック（茨城地区・埼玉中北部地区・埼玉中西部地区の企画案を評価）
 - 南関東ブロック（千葉北部地区・千葉南部地区・東京東部地区・東京西部地区・神奈川地区の企画案を評価）
 - 中部ブロック（愛知地区の企画案を評価）
 - 近畿ブロック（京都地区・大阪地区・兵庫地区の企画案を評価）
 - 九州ブロック（福岡地区の企画案を評価）
 - ⑤ 社会保険庁及び規制改革・民間開放推進会議は、受託者に対して定期的にモニタリング等を行うものとし、規制改革・民間開放推進会議は、事業開始後における実績の評価等を行うこととする。

3 対象事業に関する事項

(1) 対象事業の範囲等

① 対象事業の対象社会保険事務所

対象事業の対象地区(社会保険事務所)は、次の13地区30社会保険事務所とする。

(ア) 茨城地区

水戸北社会保険事務所

(管轄区域：水戸市、常陸太田市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、
那珂郡、久慈郡)

水戸南社会保険事務所

(管轄区域：笠間市、鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市、小美
玉市、東茨城郡)

(イ) 埼玉中北部地区

熊谷社会保険事務所

(管轄区域：熊谷市、行田市、加須市、本庄市、羽生市、深谷市、児玉郡、
大里郡、北埼玉郡)

浦和社会保険事務所

(管轄区域：さいたま市のうち桜区、浦和区、南区、緑区、川口市、蕨市、
戸田市、鳩ヶ谷市)

(ウ) 埼玉中西部地区

川越社会保険事務所

(管轄区域：川越市、東松山市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見
市、坂戸市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、比企郡、入間郡(三芳町を除く))

(エ) 千葉北部地区

佐原社会保険事務所

(管轄区域：香取市、銚子市、成田市、旭市、匝瑳市、香取郡)

松戸社会保険事務所

(管轄区域：松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市)

(オ) 千葉南部地区

木更津社会保険事務所

(管轄区域：木更津市、館山市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、袖ヶ浦
市、南房総市、安房郡)

(カ) 東京東部地区

上野社会保険事務所 (管轄区域：台東区)

江戸川社会保険事務所 (管轄区域：江戸川区)

荒川社会保険事務所 (管轄区域：荒川区)

墨田社会保険事務所 (管轄区域：墨田区)

港社会保険事務所 (管轄区域：港区、大島支庁管内、三宅支庁管内、 八丈支庁管内、小笠原支庁管内)

(キ) 東京西部地区

新宿社会保険事務所 (管轄区域：新宿区)

渋谷社会保険事務所 (管轄区域：渋谷区)

武蔵野社会保険事務所 (管轄区域：武蔵野市、三鷹市、小平市、東村 山市、清瀬市、東久留米市、西東京市)

- (ク) 神奈川地区 鶴見社会保険事務所 (管轄区域：横浜市のうち鶴見区、神奈川区)
横須賀社会保険事務所
(管轄区域：横須賀市、逗子市、三浦市、三浦郡)
厚木社会保険事務所
(管轄区域：厚木市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛甲郡)
相模原社会保険事務所
(管轄区域：相模原市、大和市、津久井郡)
- (ケ) 愛知地区 名古屋西社会保険事務所
(管轄区域：名古屋市のうち西区、清須市、北名古屋市、西春日井郡)
- (コ) 京都地区 下京社会保険事務所 (管轄区域：京都市のうち下京区、南区)
- (サ) 大阪地区 難波社会保険事務所 (管轄区域：大阪市のうち浪速区)
今里社会保険事務所 (管轄区域：大阪市のうち東成区、生野区)
福島社会保険事務所 (管轄区域：大阪市のうち福島区、西淀川区)
大手前社会保険事務所 (管轄区域：大阪市のうち都島区、中央区)
城東社会保険事務所 (管轄区域：大阪市のうち旭区、城東区、鶴見区)
- (シ) 兵庫地区 三宮社会保険事務所 (管轄区域：神戸市のうち中央区)
兵庫社会保険事務所 (管轄区域：神戸市のうち兵庫区、北区)
- (ス) 福岡地区 中福岡社会保険事務所 (管轄区域：福岡市のうち中央区)

② 対象事業の範囲

以下(ア)から(エ)までの業務を包括的に委託することとし、いかに効率的、効果的に実践するかという手段・手法については、現行法の範囲内において、受託者の提案に委ねられる。また、受託者は事業の遂行過程において事業の環境の変化や地域における特殊事情等も勘案し、社会保険庁の承認を得た上で、手続等を変更できるものとする。

事業の遂行に必要な人材、機材等は受託者自らの費用負担によりこれを準備する。また社会保険庁は、社会保険事務所において使用している情報端末、情報機器等について、受託者が業務を遂行するに当たって必要と判断される場合には無償にて提供する。業務の遂行に必要な情報の提供も無償とする。これらの利用の在り方の詳細は、実施要領に記載する。

受託者は事業の遂行過程において、現在の収納業務に係る課題、制度・規制等に係る障害等、事業遂行上改善すべき点を認知した場合には、積極的に随時、これを社会保険庁に提案するものとする。具体的な提案については、社会保険庁としてもこれを真摯に検討し、適用の可否を検証する。

(ア) 未納者に対する国民年金保険料の納付督促業務

社会保険事務所から提供される未納者情報に掲載されている者を対象とし、国民年金制度への理解を促し、保険料納付を勧奨し、納付に結びつける。

具体的な督促手段・手法については、現行法の範囲内で、受託者の提案する方法に委ねることとするが、業務を行うに当たって、単に未納保険料の収納だけで

なく将来にわたり自主的な保険料納付に結びつけるよう制度そのものに対する理解の促進を図ることの重要性に留意することとする。

対象とする未納者は、対象とする地区の社会保険事務所管内の被保険者のうち1ヶ月分以上の保険料の未納があるもの（免除勧奨対象者及び当該社会保険事務所が委託契約期間中に強制徴収を行う予定の者を除く。）とし、委託契約期間中に新たに未納が発生した者（受託者の納付督促により一度納付した者が再度未納者となった場合も含む。）も対象に含めることとする。

なお、納付督促の過程において、年金制度の説明を行った上で、未納者が納付を拒絶（一部の拒絶を含む。）する意向を明らかにした場合には、その後の納付の勧奨を行わないものとし、後述（エ）の月次報告書に拒絶理由を記載のうえ報告することとする。なお、納付拒絶者として当該報告書に掲載された者については、強制徴収の手続きに乗せることを基本とする。また、免除制度や学生納付特例制度の該当者であると考えられる場合には、後述（エ）の月次報告書にその旨記載の上報告することとする。未納者情報の提供方法は、電子データによることを基本とし、その具体的な方法、頻度については、実施要領に記載する。

（イ）被保険者の委託に基づく国民年金保険料の納付受託業務

未納者から保険料の納付の申し出を受けた場合に、国民年金法第92条の3の規定に基づく保険料の納付に関する事務を行う。なお、受託事業者は、当該業務を行うことができる者として、同条第1項第2号の社会保険庁長官の指定を受けるものとする。

納付受託業務については、国民年金法及び同法に基づく関係法令の規定によるものとする。

（ウ）口座振替の獲得業務

提供する未納者情報に掲載されている者に対し、口座振替を勧奨し、口座振替納付者を増加させる。

（エ）記録の管理及び報告

未納者ごとの納付督促の事跡及び納付受託の記録等を作成し、毎月提出するとともに、事業終了時には経費等事業実績の評価のため報告書を作成し遅滞なく提出する。

＜参考1＞ 国民年金保険料収納事業の業務フロー

＜参考2＞ 実施の際に留意すべき現行法規制

（2）契約期間

平成18年7月から平成19年9月末までとする。

4 受託者選定に関する事項

(1) 受託者選定に関する基本的な事項

上記3(1)①に定める対象地区ごとに総合評価の方法をもって、競争入札により、受託者を決定する。決定に当たっては、各ブロック評価委員会の意見を反映するものとする。なお、入札参加者は、1以上の対象地区で入札に参加することができる。

企画提案書の評価基準は、「総合評価基準」(別添1)のとおりとする。

(2) 競争(入札)参加資格

競争(入札)の参加資格は、次のとおりとする。

- ① 平成16、17及び18年度の厚生労働省競争参加資格(全省庁統一競争参加資格)「役務の提供等」を、茨城地区、埼玉中北部地区、埼玉中西部地区、千葉東部地区、千葉南部地区、東京東部地区、東京中南部地区、東京中西部地区及び神奈川県は関東甲信越地域、愛知地区は東海・北陸地域、京都地区、大阪地区及び兵庫地区は近畿地域、福岡地区は九州・沖縄地域において有する者であること。
- ② 当該事業を万全の体制で実施し、誠実に履行できること。
- ③ 国民年金制度に関して深い知識・経験を有する担当者を置き、必要な際に直ちに支援できる体制を整備できること。
- ④ 入札に参加する時点で法令に違反する事実がなく、かつ、委託事業を実施する時点で法令に違反しないことが確実であること。(社会保険料の未納がないことを含む。)
- ⑥ 個人情報保護に係る取扱規程が整備されているなど、情報の適正な保護及び管理対策を実施できる体制が整備されていること。

(3) 受託者選定スケジュール

落札者選定に係るスケジュールは以下のとおりとする。

5月 2日 官報公示

5月18日～24日 地区説明会実施、質問受付・対応

6月 9日～12日 企画書提出締切り・入札

(4) 審査結果等の公表

社会保険庁は、企画提案書の審査方法及び結果についてこれを公表するものとする。

5 事業実施に関する事項

(1) 対象事業に関する要求水準

受託者は、以下のとおり事業を行うことを目標とする。

- ① 未納者に対する国民年金保険料の納付督促業務及び納付受託業務

受託地区内の各事務所において、委託期間中に収納した納付月数(過年度分を含む。ただし強制徴収によって納付されたものを除く。)が、同事務所の前年度の納付月数推計値(*平成18年2月末現在の平成17年度の納付月数に、平成17年2月末時点における納付月数の平成16年度年間収納月数に占める割合を除いた数

値)に12分の15を乗じた数値を超えること。

(※)納付月数推計値には、現年度分保険料に加え過年度分保険料を含む。ただし、強制徴収によって納付されたものは除く。

〈要求水準〉

水戸北社会保険事務所	水戸南社会保険事務所	浦和社会保険事務所	熊谷社会保険事務所	川越社会保険事務所
847,063 月	717,429 月	1,733,943 月	1,123,709 月	2,105,918 月
松戸社会保険事務所	木更津社会保険事務所	佐原社会保険事務所	港 社会保険事務所	新宿社会保険事務所
1,902,670 月	1,100,509 月	816,323 月	382,414 月	488,918 月
上野社会保険事務所	墨田社会保険事務所	江戸川社会保険事務所	渋谷社会保険事務所	荒川社会保険事務所
298,284 月	384,190 月	927,516 月	391,462 月	290,805 月
武蔵野社会保険事務所	相模原社会保険事務所	横須賀社会保険事務所	鶴見社会保険事務所	厚木社会保険事務所
1,679,158 月	1,355,456 月	706,644 月	635,115 月	892,367 月
名古屋西社会保険事務所	下京社会保険事務所	城東社会保険事務所	大手前社会保険事務所	今里社会保険事務所
437,571 月	224,165 月	453,636 月	231,632 月	257,660 月
福島社会保険事務所	難波社会保険事務所	三宮社会保険事務所	兵庫社会保険事務所	中福岡社会保険事務所
192,154 月	61,666 月	142,951 月	386,444 月	215,988 月

② 口座振替の獲得業務

受託地区内の各事務所において、委託期間中に受託事業者が勧奨の上獲得した新規口座振替者数が、同事務所の前年度の新規獲得口座振替者数推計値(平成18年2月末現在の平成17年度の新規獲得口座振替者数に、平成17年2月末時点における新規獲得口座振替者数の平成16年度年間新規口座振替獲得者数に占める割合を除いた数値)に12分の15を乗じた数値を超えること。

〈要求水準〉

水戸北社会保険事務所	水戸南社会保険事務所	浦和社会保険事務所	熊谷社会保険事務所	川越社会保険事務所
178 件	64 件	295 件	1,201 件	495 件
松戸社会保険事務所	木更津社会保険事務所	佐原社会保険事務所	港 社会保険事務所	新宿社会保険事務所
2,250 件	908 件	705 件	145 件	187 件
上野社会保険事務所	墨田社会保険事務所	江戸川社会保険事務所	渋谷社会保険事務所	荒川社会保険事務所
98 件	311 件	175 件	61 件	289 件
武蔵野社会保険事務所	相模原社会保険事務所	横須賀社会保険事務所	鶴見社会保険事務所	厚木社会保険事務所
388 件	395 件	395 件	57 件	52 件
名古屋西社会保険事務所	下京社会保険事務所	城東社会保険事務所	大手前社会保険事務所	今里社会保険事務所
96 件	101 件	212 件	81 件	61 件
福島社会保険事務所	難波社会保険事務所	三宮社会保険事務所	兵庫社会保険事務所	中福岡社会保険事務所
93 件	7 件	76 件	43 件	3,370 件

〈参考3〉 対象社会保険事務所における事業実績

〈参考4〉 要求水準の算出方法

(2) 委託費の支給方法等

① 委託費

委託期間中に各社会保険事務所が収納した納付月数が、同事務所における要求水準を超えることを基準として基本額を支給する。

また、受託期間中に各社会保険事務所が収納した納付月数が、要求水準を超過した場合には、超過した納付月数1月につき、別途仕様書において示す額を乗じて得た額を成功報酬として支払うものとする(別添2参照)。

さらに、受託者が受託期間中に新規に獲得した口座振替者数が、同事務所における要求水準を超過した場合には、超過した口座振替者数1件につき、別途仕様書において示す額を乗じて得た額を成功報酬として支払うものとする。

② 委託費の支給方法

委託費の支給方法に係る基本的な考え方については、別添2のとおりとする。

なお、落札後速やかに、委託者と受託者とで協議の上決定し、契約書に定めることとする。

<参考5> 対象社会保険事務所における対象事業に要した費用等(過去2年間分)

(3) 受託者に提供する情報

受託者に対しては、未納者に係る情報を提供する。提供する情報の範囲は、以下に示す①から③までのとおりであり、社会保険事務所において納付督促業務に従事している国民年金推進員に対して提供している情報と同範囲とする。

① 被保険者の基本情報(未納者の氏名、住所、生年月日など)

② 被保険者の国民年金に係る納付記録(過去3年間の保険料納付状況、加入記録など)

③ 被保険者に対する督促の事蹟

情報は、電子媒体により定期的に提供するほか、事業に必要な範囲内で社会保険オンラインシステムの使用を認めることにより提供を行う。また、社会保険庁が所有するその他の情報について受託者が提供を希望する場合は、受託者からの申し出に基づき、事業に必要な範囲で原則としてすべて提供する。

被保険者等の個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)及び「個人情報に係る業務の委託先の選定及び監督等の厳格化について」(平成17年2月25日庁文発第0225004)に基づき適切な管理を行うこと。

また、目的外の情報の閲覧を禁止するとともに、当該事業の遂行上知り得た一切の事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならないこと。

(4) その他の契約条件等

① 受託者は、業務上知り得た個人情報を、国との契約に基づく国民年金保険料の

収納事業以外の事業に使用してはならないこと。本事業において取り扱う情報の漏洩、改ざん、滅失等が発生することを防止する観点から、情報の適正な保護・管理対策を実施するとともに、社会保険庁が定期又は不定期の検査を行う場合において、これに応じること。万一、情報の漏洩、改ざん、滅失等が発生した場合に実施すべき事項及び手順を明確にすること。

- ② 当該事業の実施に伴い、対象未納者との間でトラブルが発生した場合、その原因が受託者の側にあるときは、受託者が責任を持って適切に当該トラブルの処理を行うこととし、実施すべき事項及び手順を明確にすること。
- ③ 受託者は、どのように業務を分担し、それに応じ、どのように運営管理を図るのかを明確にし、委託者の承認を得た上で、自らの責任において、委託事業のうち、電話による納付督促及び文書の発送、データの入力に関する業務を他の者に再委託することができるものとする。
- ④ 納付督促を行う場合には、あらかじめ当該業務に従事する者の氏名及び住所を登録することとし、戸別訪問、説明会等の直接未納者と面談する手法をとる場合には、登録者に対して社会保険事務所長が交付する「納付督促員証明書（仮称）」を携行しなければならないこととする。
- ⑤ 受託者が保険料収納の委託を受ける場合には、保険料納付受託証書を発行することとする。
- ⑥ 戸別訪問、説明会等、未納者の個人情報を持行する必要がある場合には、現在、社会保険事務所において収納業務に従事する国民年金推進員が所持している金銭登録機を使用し、又は受託者が用意するこれと同等の情報端末を利用することとし、紙媒体等による未納者に関する個人情報の携行は禁止する。
- ⑦ 本事業に関連して、受託者が未納者に接触した際に、同時に委託事業以外の他の事業活動を行ってはならないこと。
- ⑧ 事業終了時には、提供した個人情報及び受託事業者が受託事業に伴い取得した個人情報について、社会保険庁に報告する情報を除きすべて返還し、又は確実な方法により廃棄すること。
- ⑨ 受託者は、当該事業が適正かつ円滑に実施できるよう、社会保険庁と連携を図ることとする。

6 モニタリング等

- (1) 受託者は、毎月初旬に前月の事業状況及び当月の事業予定を社会保険庁に報告する。社会保険庁は報告を受けた後、速やかに当該報告を規制改革・民間開放推進会議に提出するとともに、当該前月の事業状況を公開する。なお、報告書の様式等については、落札後速やかに、社会保険庁と受託者との間で協議の上決定する。

- (2) 実績評価に当たっては、要求水準に掲げる納付月数及び新規口座振替獲得者数のほか、納付率、督促手法ごとの効果(電話による督促であれば接触率や納付約束率)、及び事業の実施に要したコストをその指標とし、他の社会保険事務所の実績と比較のうえ検証する。
- (3) 規制改革・民間開放推進会議は、必要に応じ、受託者から意見を聴取することができるものとする。

総 合 評 価 基 準

本総合評価基準は、「国民年金保険料の収納事業委託業務」の仕様書に基づいて定めたものであり、評価に当たっては以下により行う。

別紙「総合評価基準表」に記載する必須評価項目について、最低限の要求要件を満たしているものは「合格」とし、基礎点を付与する。

また、必須評価項目について、1項目でも最低限の要求要件を満たしていないものは「不合格」とする。

必須評価項目について、更に有効な提案が行われた場合、及び、必須評価項目以外の項目について、評価の観点から有効な提案が行われた場合は、加点基準に基づいて評価を行い「加点」する。

【加点基準】

企画書に記述があるもののうち、企画書で示された各評価項目の記述内容について、以下のような観点から総合的に評価を行い、評価結果が高位なものから順に、A、B、Cの3段階評価を行う。

- ① 本事業の目的・背景等が正しく理解され、企画提案内容に具体的に反映されている。
- ② 企画提案内容の妥当性、実現可能性について、他の選択肢との比較検討や結論に至る検討過程が具体的に明示されるなどして説得力を有する。
- ③ 各評価項目に対する評価観点の具体的項目を満たしている。

【評価ルール】

総合評価基準表で示す各評価項目をその重要度に応じ3つの評価区分（最重要、重要、普通）に区分し、企画提案内容の優劣について「加点基準」に基づき基本的には相対的評価を行うことにより付与する。なお、特に優秀な企画提案内容がある場合は、下位の企画提案内容について加点しない場合がある。

【採点方式】

得点配分は800点とする。

- ① 基礎点は400点とする。
- ② 加点の合計は400点とする。

各評価項目に関する「最重要」、「重要」、「普通」の区分に応じ、加点基準に基づいた3段階の評価（A、B、C）に応じ、以下のとおり加点する。

	最重要	重要	普通
A（相対的に優位）	60点	40点	20点
B（標準）	30点	20点	10点
C（相対的に劣位）	15点	10点	5点

項 目	評価区分		必須評価事項に係る最低限の要求要件 加 点 に 係 る 評 価 観 点
業務（施策の内容等）			
未納者に対する国民年金保険料の納付督促業務			
実施する施策の内容	必 須	—	・ 未納者に対する納付督促業務について、実行可能性があると評価できる施策が企画提案されていること。
	加 点	最重要	・ 未納者を効果的に自主納付者へと転換させるための施策が具体的に示されていること。 ・ 未納者の属性及び地域の実情、特性等を的確に把握したうえで、各セグメントに応じた適切かつ効果的な施策が実行可能であると評価できること。 ・ 未納者に対する制度への理解及び自主納付意欲の向上を図るための措置が具体的に示されていること。
スケジュール及び実施体制	必 須	—	・ 企画提案された施策について、適切なスケジュールが示されていること。 ・ 企画提案された施策を実施するにあたって、適切な実施体制が示されていること。
	加 点	重 要	・ 各々の施策を実施するために必要な人員を配置しており、職責（役割）、人員数が具体的に示されていること。
事業（達成）目標	必 須	—	・ 想定業務量に応じた、適切な事業（達成）目標が設定されていること。
	加 点	重 要	・ 企画提案された施策による効果を的確に予測したうえで、全体像を踏まえた事業（達成）目標が具体的に示されていること。
口座振替納付の勧奨業務			
実施する施策の内容	必 須	—	・ 口座振替納付の勧奨業務について、実行可能性があると評価できる施策が企画提案されていること。
	加 点	最重要	・ 勧奨業務を行うための効果的施策が具体的に示されていること。 ・ 口座振替納付に結びつくために、適切かつ効果的であると評価できる措置が講じられていること。
スケジュール及び実施体制	必 須	—	・ 企画提案された施策について、適切なスケジュールが示されていること。 ・ 企画提案された施策を実施するにあたって、適切な実施体制が示されていること。
	加 点	重 要	・ 各々の施策を実施するために必要な人員が配置されており、職責（役割）、人員数が具体的に示されていること。
事業（達成）目標	必 須	—	・ 想定業務量に応じた、適切な事業（達成）目標が設定されていること。
	加 点	重 要	・ 企画提案された施策による効果を的確に予測したうえで、事業（達成）目標が具体的に示されていること。

総合評価基準表（２／２）

項 目	評価区分	必須評価事項に係る最低限の要求要件 加 点 に 係 る 評 価 観 点
事業報告書の作成業務		
本事業の受託終了後、事業実施（実績）報告として、どのような事項、数値等を報告することが可能であるか。	必 須	— ・ 本事業の趣旨を適切に把握したうえで、委託者に報告すべき事項、数値等が示されていること。
	加 点	普 通 ・ 効率的に事業実施結果（実績）や未納者の督促事跡が把握できる報告様式が具体的に示されていること。
施策全体の構成		
アピールポイント		
本事業を受託するに当たっての基本的考え方はどのようなものか。	必 須	— ・ 本事業の趣旨を適切に把握したうえで、基本的考え方が示されていること。
コスト削減を図るため、どのような措置を講じるのか。	加 点	普 通 ・ コスト削減を図るために、適切かつ効果的であると評価できる措置が講じられていること。
実施体制		
本事業全体を実施するため、事業者としてどのような組織体制を整備するのか。	必 須	— ・ 本事業全体を実施するにあたって、適切な実施体制が示されていること。 ・ 国民年金制度に関して深い知識、経験を有する担当者を置き、必要な際に直ちに支援できる体制が整備されていること、または、整備できることが示されていること。
	加 点	普 通 ・ 従業員に対する指揮監督の体制（命令系統）等、研修体制・内容が具体的に示されていること。 ・ 過去に本事業における施策の全部または一部に有効である（ノウハウが活用できる）と考えられる業務に携わったことがあること。
事業者として、どのように運営管理（個人情報の取扱い、秘密の保持等）、進行管理（苦情処理等）を図るのか。	必 須	— ・ 適切な運営管理、進行管理を図るための措置が示されていること。
	加 点	最 重 要 ・ 情報管理・保護のため、及び、未納者等とのトラブル発生防止のための具体的な措置が示されていること。 ・ 万一、情報漏洩や未納者等とのトラブルが発生した場合の具体的な対応マニュアル等が示されていること。
本事業の一部を他の事業者に再委託する場合には、どのように業務を分担し、それに応じ、どのように運営管理を図るのか。	—	— ・ 評価（必須、加点）の対象としません。
面談による納付督促を実施する事業者にあつては、被保険者から納付受託の申し出を受けた際受託保険料（現金）の盗難・亡失を未然に防止するとともに、適切に管理の上、国庫に納付するため、どのような措置を講じるのか。	必 須	— ・ 評価（加点）の対象としません。

委託費の支給方法にかかる基本的な考え方について

[前 提]

- (1) 今回の市場化テスト(モデル事業)は、従来、社会保険庁が実施していた国民年金保険料収納業務のうち、免除対象者の選定業務や滞納処分における財産差押の決定・執行等引き続き社会保険庁が行う一部の業務を除き、包括的に委託するものです。
- (2) 国民年金保険料の納付督促業務をはじめとする委託対象事業の具体的な方法(施策)については、民間事業者の創意工夫やノウハウにより、自ら企画提案する施策によることとしています。
- (3) 委託費については、①事業期間中において当該社会保険事務所管内の被保険者から収納した保険料の納付月数(滞納処分によって納付されたものを除く。)及び②事業者が勧奨の上獲得した新規口座振替者数に基づき支給します。
- (4) 上記(3)の①及び②の委託費は、複数の社会保険事務所を委託対象とする地区にあっても、各社会保険事務所毎の業績に基づいて支給します。
- (5) 上記(3)の①における納付月数が要求水準を上回った場合に支給する委託費及び上記(3)の②に係る委託費の金額(以下「成功報酬」という。)は、仕様書において示す金額とします。
- (6) 委託費については、事業者からの請求に基づき支給します。

[基本的な考え方]

- (1) 上記前提を踏まえ、事業者は、毎月事業終了後、翌月10日までに事業報告書(当該月に実施した納付督促の事跡や納付受託の記録等を記載)を取りまとめ、委託者に提出するとともに委託費の請求を行うことを原則とします。
- (2) 事業開始後毎翌月に支給する委託費の金額は、基本額を15で除した金額を四捨五入した額とし、最終月分の支払時に円単位の端数を調整した額を支給します。
- (3) さらに、当該事業期間中に収納した納付月数及び事業者が勧奨の上獲得した新規口座振替者数が各々要求水準を超過した場合は、当該実績値が確定後速やかに成功報酬を支給します。
- (4) 一方、当該事業期間中に収納した納付月数が要求水準に満たなかった場合は、当該実績値が確定後速やかに支給済基本額との差額を返納いただくこととなります。

国民年金保険料収納業務の市場化テストにかかる委託費のイメージ

＜委託費の構成＞

基本額(a) + 成功報酬額(b) + 成功報酬額(c)

＜基本額(a)＞

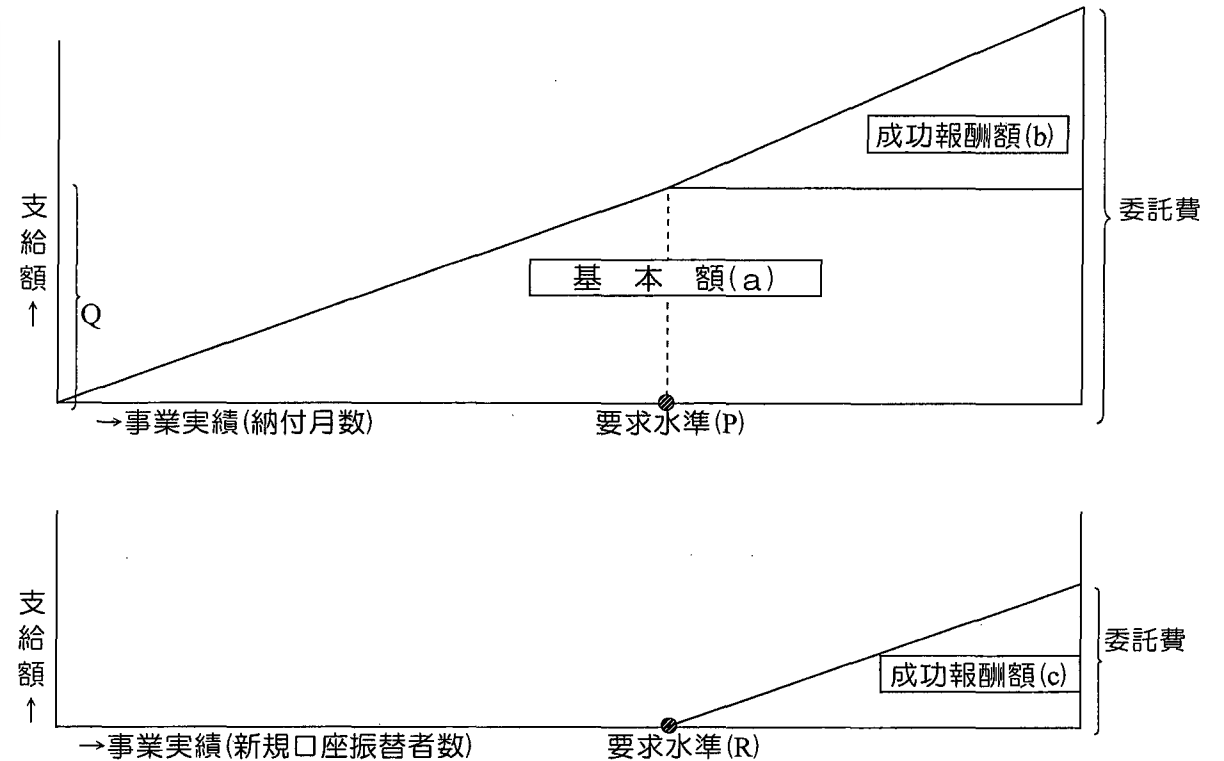
事業期間中に収納した納付月数に応じて支給
収納月数が要求水準に示す納付月数に到達した場合は満額を支給

＜成功報酬額(b)＞

事業期間中に収納した納付月数が要求水準に示す納付月数を超過した場合、その超過月数に応じて支給

＜成功報酬額(c)＞

事業期間中に事業者が勧奨の上獲得した新規口座振替者数が、要求水準に示す口座振替者数を超過した場合、その超過者数に応じて支給



$$\text{委託費支給額} = \frac{\text{収納納付月数(事業実績)}}{\text{要求水準に定める納付月数(P)}} \times Q + (x) \times (\text{実績納付月数} - \text{要求水準納付月数(P)}) + (y) \times (\text{実績口座振替獲得者数} - \text{要求水準口座振替者数(R)})$$

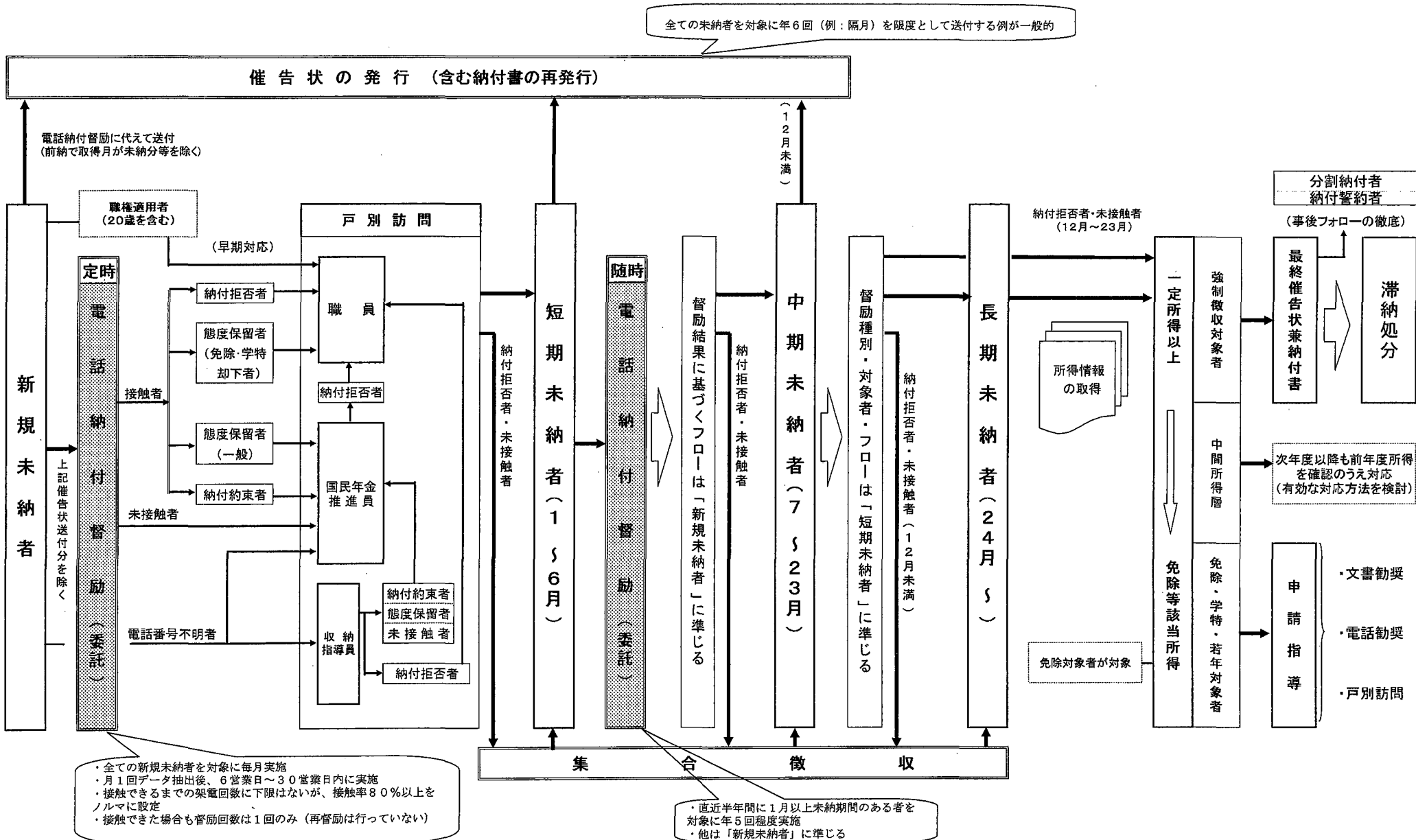
基本額(a) 成績報酬額(b) (納付月数) 成績報酬額(c) (口座振替者数)

* 総合評価落札方式にて入札に付す。契約にあたっては、総価契約とする。

* 要求水準P及びRについては、「市場化テストの実施に関する方針」において各社会保険事務所毎に公表する。

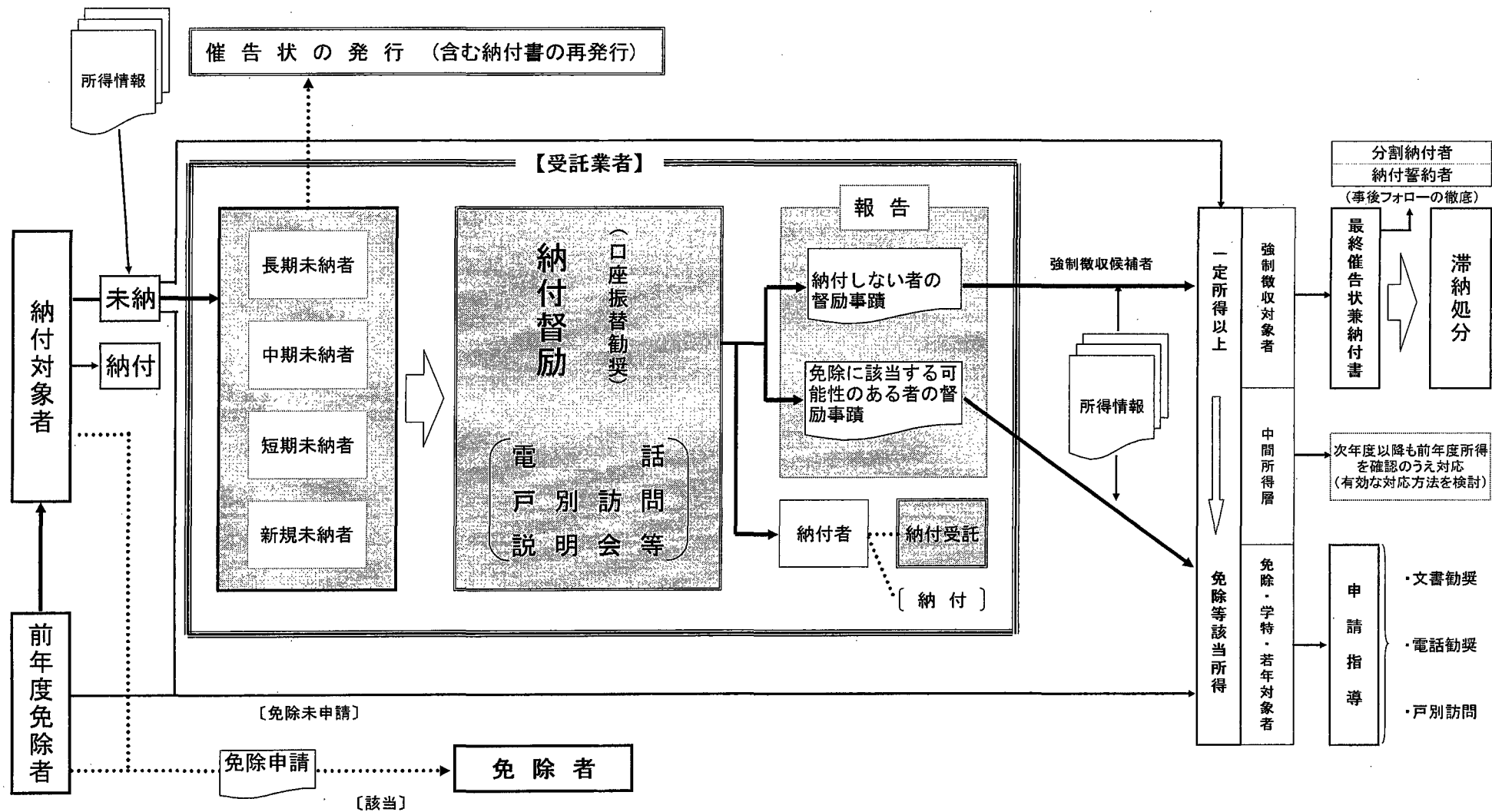
* 成功報酬算出の基礎係数(x、y)については、あらかじめ社会保険庁が設定し入札仕様書において示す。

(参考1) 国民年金保険料収納事業の業務フロー(現行)



例 示

市場化テスト対象事務所 納付督促フローチャート（流れ図）



実施の際の留意すべき現行法規制

1 国民年金法

納付委託制度

国民年金法第92条の3の規定に基づき、被保険者の委託を受けて、保険料の納付に関する事務を適正かつ確実に実施することができると認められ、かつ政令で定める要件に該当する者として社会保険庁長官が指定するものは、保険料の納付事務を行うことができる。

社会保険庁長官が指定する者として、金融機関（日銀歳入代理店ではないもの）、国民年金事務組合、コンビニエンスストア、国民年金保険料の納付を勧奨する業務に係る委託事業の落札者等が規定されている。

被保険者が保険料の納付のために金銭を納付受託者に交付した場合には、納付受託者は、その限度において、政府に対し保険料を納付する責任を負う。

納付受託者が納付事務を確実に履行することを担保するため、帳簿の備え付け義務、報告義務及び立入検査に係る規定等が設けられている。

2 弁護士法

(1) 弁護士法第72条

弁護士法第72条においては、「弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で・・・その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。」とされている。

ここで、「法律事件」とは、法律上の権利義務に関し争いや疑義があり、又は新たな権利義務関係の発生する案件をいうものと解されており、また、「その他の法律事務」とは、一般的に法律上の権利義務に関し争いや疑義があり、又は新たな権利義務関係の発生する案件について、法律上の効果を発生、変更する事項の処理をいうものと解されている。

(2) 納付督促の範囲

委託の対象となる納付督促業務は、国民年金法に基づく権利義務関係である保険料の納付義務を有する被保険者であって納期限までに保険料を納付していないものに対し、その未納の状況を本人に知らせるとともに、公的年金制度の説明等により納付への理解を促し、納付の勧奨を行うものである。

今回の委託事業は、現行法の範囲内で行うものであり、受託者は、弁護士法第72条に抵触しない範囲で業務を行うこととし、未納者に接触した際に、年金制度の説明を行った上で、納付を拒絶（一部の拒絶を含む）する意向を明らかにした場合には、その後の納付の勧奨を行わないものとする。この場合、納付拒絶の事実とその理由を納付督促の事蹟として報告に記載し、社会保険庁に引き継ぐものとする。

なお、弁護士又は弁護士法人が行う場合には、当然弁護士法第72条の問題は生じないものである。

【関係条文】

○ 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）

（保険料の納付委託）

第九十二条の三 次に掲げる者は、被保険者（第一号に掲げる者にあつては国民年金基金の加入員に限る。）の委託を受けて、保険料の納付に関する事務（以下「納付事務」という。）を行うことができる。

一 国民年金基金又は国民年金基金連合会

二 納付事務を適正かつ確実に実施することができると認められ、かつ、政令で定める要件に該当する者として社会保険庁長官が指定するもの

2 国民年金基金又は国民年金基金連合会が前項の委託を受けて納付事務を行う場合には、第百四十五条第五号中「この章」とあるのは、「第九十二条の三第一項又はこの章」とするほか、この法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

3 社会保険庁長官は、第一項第二号の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。

4 第一項第二号の規定による指定を受けた者は、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を社会保険庁長官に届け出なければならない。

5 社会保険庁長官は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

第九十二条の四 被保険者が前条第一項の委託に基づき保険料を同項各号に掲げる者で納付事務を行うもの（以下「納付受託者」という。）に交付したときは、納付受託者は、政府に対して当該保険料の納付の責めに任ずるものとする。

2 納付受託者は、前項の規定により被保険者から保険料の交付を受けたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、その旨及び交付を受けた年月日を社会保険庁長官に報告しなければならない。

3 被保険者が第一項の規定により保険料を納付受託者に交付したとき（前納に係る保険料にあつては、前納に係る期間の各月が経過したとき）は、当該保険料に係る被保険者期間は、第五条第二項の規定の適用については保険料納付済期間とみなす。

4 被保険者が第一項の規定により、第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料を納付受託者に交付したとき（前納に係る保険料にあつては、前納に係る期間の各月が経過したとき）は、当該保険料に係る被保険者期間は、前項の規定にかかわらず、第五条第五項の規定の適用については保険料四分の三免除期間と、同条第六項の規定の適用については保険料半額免除期間と、同条第七項の規定の適用については保険料四分の一免除期間とみなす。

5 この法律の規定により政府が延滞金を徴収する場合において、その徴収について納付受託者の責めに帰すべき理由があるときは、その限度で、納付受託者は、政府に対して当該延滞金の納付の責めに任ずるものとする。

6 政府は、第一項又は前項の規定により納付受託者が納付すべき徴収金については、当該納付受託者に対して第九十六条第四項の規定による処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合に限り、その残余の額を当該被保険者から徴収することができる。

第九十二条の五 納付受託者は、厚生労働省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに納付事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。

2 社会保険庁長官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、厚生労働省令で定めるところにより、納付受託者に対し、報告をさせることができる。

3 社会保険庁長官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、納付受託者の事務所に立ち入り、納付受託者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 第三項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第九十二条の六 社会保険庁長官は、第九十二条の三第一項第二号の規定による指定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 第九十二条の三第一項第二号に規定する指定の要件に該当しなくなつたとき。

二 第九十二条の四第二項又は前条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 前条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

四 前条第三項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

2 社会保険庁長官は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

○ 国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）

（納付受託者の指定要件）

第六条の十四 法第九十二条の三第一項第二号に規定する政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 納付受託者（法第九十二条の四第一項に規定する納付受託者をいう。）として納付事務（法第九十二条の三第一項に規定する納付事務をいう。）を行うことが保険料の徴収の確保及び被保険者の便益の増進に寄与すると認められること。

二 納付事務を適正かつ確実に遂行するに足る経理的及び技術的な基礎を有するものとして厚生労働省令で定める基準を満たしていること。

○ 国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）

（令第六条の十四第二号に規定する厚生労働省令で定める基準）

第七十二条 令第六条の十四第二号に規定する厚生労働省令で定める基準は、次のいずれかに掲げる者であること又は国民年金の保険料若しくは公共料金（日本国内において供給される電気、ガス及び水道水その他これに準ずるものに係る料金をいう。）に関する事務処理の実績を有する者その他納付事務を適正かつ確実に遂行するための措置が講じられているかどうかについて総合的に判定する方法により、当該措置が特に優れていると認められる者（国の委託を受けて国民年金の保険料の納付を勧奨する業務を行う者に限る）であることとする。

一 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）に規定する信用金庫又は信用金庫連合会

二 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）に規定する農業協同組合又は農業協同組合連合会（同法第十条第一項第三号に規定する事業を行うものに限る）。

三 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）に規定する漁業協同組合（同法第十一条第一項第四号の事業を行うものに限る。）、漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第四号の事業を行うものに限る。）、水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第二号の事業を行うものに限る。）又は水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第二号の事業を行うものに限る。）

四 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）に規定する信用協同組合又は同法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会

五 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）に規定する労働金庫又は労働金庫連合会（納付受託希望の申出）

第七十二条の二 法第九十二条の三第一項第二号に規定する社会保険庁長官の指定を受けようとする者は、その名称及び住所並びに事務所の所在地を記載した申出書を社会保険庁長官に提出しなければならない。

2 前項の申出書には、定款、商業登記簿の謄本並びに最終の貸借対照表、損益計算書及び営業報告書（法人でない者にあつては、資産又は納税に関する証明書）又はこれらに準ずるものを添えなければならない。ただし、社会保険庁長官が、インターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合をその使用に係る電子計算機に入力することによって、自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）に記録されている情報のうち法第九十二条の三第一項第二号に規定する措置を執るための用に供するものの内容を閲覧し、かつ、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができる場合については、この限りではない。

（納付受託者の名称等の変更の申出）

第七十二条の三 法第九十二条の三第三項の規定により、社会保険庁長官の指定を受けた者が、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の六十日前の日又はその変更を決定した日の翌日から起算して十四日後の日のいずれか早い日までに、その旨を記載した申出書を社会保険庁長官に提出しなければならない。

（納付受託による納付の方法）

第七十二条の四 被保険者は、法第九十二条の四第一項に規定する納付受託者（以下「納付受託者」という。）に保険料の納付を委託するときは、令第六条の十三の規定により社会保険庁長官が交付する納付書を添えて行わなければならない。

2 納付受託者は、被保険者から納付の委託を受けたときは、当該被保険者に、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- 一 納付受託者の名称及び当該納付受託者が納付の委託を受けた旨
- 二 納付を委託した被保険者の氏名及び住所並びに基礎年金番号
- 三 納付を委託された保険料の額及び当該保険料に係る期間
- 四 納付を委託された年月日

（納付受託者による保険料の納付）

第七十二条の五 納付受託者は、法第九十二条の四第一項の規定により保険料を納付しようとするときは、国民年金法等に基づく保険料の納付手続の特例に関する省令（昭和四十年大蔵省令第四十五号。以下「納付手続特例省令」という。）別紙第一号書式により納付しなければならない。

（納付受託者の報告）

第七十二条の六 法第九十二条の四第二項に規定する報告は、次に掲げる事項を記載した書面に、様式第五号の集計表及び様式第六号の集計表並びに日本銀行の領収証書の写しを添えて、これを社会

保険庁長官に送付することにより行わなければならない。

- 一 納付受託者の名称
- 二 納付を委託した被保険者の氏名、生年月日及び住所並びに基礎年金番号
- 三 納付を委託された保険料の額及び当該保険料に係る期間
- 四 納付を委託された年月日

(国民年金保険料納付受託記録簿の記載事項)

第七十二条の七 法第九十二条の五第一項の規定により、納付受託者が備え付けなければならない帳簿は、国民年金保険料納付受託記録簿(様式第七号)とする。

2 納付受託者は、前項の帳簿を、その完結の日から三年間保存しなければならない。

(指定取消の通知)

第七十二条の八 社会保険庁長官は、法第九十二条の六第一項の規定による指定の取消をしたときは、文書で、その旨及び取消の理由を納付受託者に通知しなければならない。

○ 弁護士法(昭和二十四年六月十日法律第二百五号)

(非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止)

第七十二条 弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

(譲り受けた権利の実行を業とすることの禁止)

第七十三条 何人も、他人の権利を譲り受けて、訴訟、調停、和解その他の手段によつて、その権利の実行をすることを業とすることができない。

(非弁護士との提携等の罪)

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十七条(第三十条の二十において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 二 第二十八条(第三十条の二十において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 三 第七十二条の規定に違反した者
- 四 第七十三条の規定に違反した者

(参考3)

対象社会保険事務所における事業実績等について

(茨城地区、埼玉中北部地区、埼玉中西部地区、千葉北部地区、千葉南部地区)

【基本情報】

〈被保険者情報:平成16年度末〉

	水戸北(茨城)	水戸南(茨城)	熊谷(埼玉)	川越(埼玉)	浦和(埼玉)	佐原(千葉)	木更津(千葉)	松戸(千葉)
第一号被保険者	106,368	108,790	139,638	251,095	219,139	96,649	140,755	224,878
口座振替加入者	26,576	34,362	43,364	66,138	53,547	33,894	41,383	65,449
免除者	全額免除者	11,726	12,182	12,465	18,182	14,751	8,471	12,528
	半額免除者	1,859	2,127	1,685	2,594	2,180	1,095	1,325
	小計	13,585	14,309	14,150	20,776	16,931	9,566	13,853
学生納付特例者	7,658	4,987	10,474	21,923	15,568	4,298	8,249	21,919
未納者	新規未納者	4,151	3,329	5,207	10,331	8,271	3,273	5,203
	短期未納者	9,764	9,625	12,539	23,402	19,025	7,620	11,583
	中期未納者	19,504	19,315	22,932	46,194	37,887	15,228	23,456
	長期未納者	22,694	26,565	30,125	56,932	62,157	23,908	37,322
	小計	56,113	58,834	70,803	136,859	127,340	50,029	77,564
任意加入被保険者	1,084	717	1,327	4,569	4,067	714	1,429	4,644

(注1) 未納者欄の区分は、未納期間による。区分毎の未納期間は、短期未納者が2～6月、中期未納者が7～23月、

長期未納者が24月以上となっている。(未納月数別未納者数の詳細は、下記参考に記載)

(注2) 本表は、現金納付による完納者が含まれていないほか、口座振替加入者並びに半額免除者の数値に重複がある等の理由により、第一号被保険者数と各欄の合計とは一致しない。

(参考:過去5年間の第一号被保険者数の推移)

	水戸北(茨城)	水戸南(茨城)	熊谷(埼玉)	川越(埼玉)	浦和(埼玉)	佐原(千葉)	木更津(千葉)	松戸(千葉)
平成12年度末	95,809	107,846	134,133	246,747	221,024	95,742	140,870	223,463
平成13年度末	98,192	110,974	139,433	252,043	223,778	96,930	141,937	226,002
平成14年度末	102,851	112,839	142,732	255,633	223,669	98,090	143,717	229,544
平成15年度末	103,191	113,808	142,041	255,794	221,868	97,723	142,690	228,982
平成16年度末	106,368	108,790	139,638	251,095	219,139	96,649	140,755	224,878

(参考:過去5年間の免除対象者数の推移 ※全額免除(法定・申請)者数)

	水戸北(茨城)	水戸南(茨城)	熊谷(埼玉)	川越(埼玉)	浦和(埼玉)	佐原(千葉)	木更津(千葉)	松戸(千葉)
平成12年度末	17,459	20,827	17,100	26,124	30,419	13,949	18,474	18,008
平成13年度末	18,552	20,804	17,637	27,902	30,421	13,653	17,666	17,925
平成14年度末	9,821	9,767	12,115	17,025	14,093	8,210	12,563	13,344
平成15年度末	10,465	12,504	12,283	18,377	14,911	8,285	12,536	14,218
平成16年度末	11,726	12,182	12,465	18,182	14,751	8,471	12,528	14,524

(参考:未納月数別の未納者数) 平成17年6月10日現在

未納月数	水戸北(茨城)	水戸南(茨城)	熊谷(埼玉)	川越(埼玉)	浦和(埼玉)	佐原(千葉)	木更津(千葉)	松戸(千葉)
1月	4,151	3,329	5,207	10,331	8,271	3,273	5,203	8,885
2月	2,538	2,157	3,302	6,148	4,866	1,981	2,904	5,428
3月	2,682	2,951	3,322	6,204	4,749	1,970	2,850	4,936
4月	1,711	1,605	2,225	4,315	3,436	1,375	2,179	3,408
5月	1,458	1,384	1,920	3,423	3,053	1,114	1,906	2,957
6月	1,375	1,528	1,770	3,312	2,921	1,180	1,744	3,059
7月	1,218	1,202	1,594	3,099	2,484	981	1,505	2,465
8月	1,123	1,121	1,426	2,770	2,314	873	1,413	2,287
9月	1,738	1,651	1,994	3,934	3,302	1,177	1,876	2,933
10月	1,162	1,217	1,326	2,828	2,336	846	1,367	2,292
11月	1,095	1,081	1,365	2,729	2,395	943	1,401	2,232
12月	2,730	2,611	3,125	6,972	5,618	1,891	2,748	5,374
13月	933	880	1,161	2,409	1,894	747	1,195	2,016
14月	890	868	990	2,184	1,870	719	1,155	1,681
15月	2,119	2,299	1,275	2,530	1,019	958	1,277	2,011
16月	784	684	975	1,945	1,547	700	1,028	1,564
17月	687	730	916	1,861	1,693	697	1,010	1,462
18月	691	767	1,020	1,952	1,733	669	1,148	1,695
19月	629	711	940	1,829	1,560	671	1,131	1,473
20月	625	670	897	1,733	1,468	639	980	1,342
21月	1,451	1,316	1,791	2,972	2,852	1,240	1,917	2,550
22月	735	671	1,051	2,049	1,676	668	1,077	1,552
23月	894	836	1,086	2,398	2,126	809	1,228	1,843
24月	22,694	26,565	30,125	56,932	62,157	23,908	37,322	52,712

【事業実績】

〈保険料納付率:現年度分〉

	水戸北(茨城)	水戸南(茨城)	熊谷(埼玉)	川越(埼玉)	浦和(埼玉)	佐原(千葉)	木更津(千葉)	松戸(千葉)
平成14年度	61.9	59.2	63.3	61.4	58.8	63.6	60.6	63.4
平成15年度	61.3	59.5	63.8	62.2	60.3	62.8	59.7	63.3
平成16年度	60.5	58.8	63.5	61.7	59.6	62.0	59.3	63.0

(注) 納付率(%) = $\frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$

※ 納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数(全額免除月数及び学生納付奨励月数は含まれない)であり、納付月数はそのうち当該年度中に(翌年4月末まで)に実際に納付された月数である。

(参考:事業目標)

	水戸北(茨城)	水戸南(茨城)	熊谷(埼玉)	川越(埼玉)	浦和(埼玉)	佐原(千葉)	木更津(千葉)	松戸(千葉)
平成18年度目標納付率	71.7	70.5	73.6	72.0	70.1	72.3	67.8	68.5

(参考:現年度分納付月数の推移)

	水戸北(茨城)	水戸南(茨城)	熊谷(埼玉)	川越(埼玉)	浦和(埼玉)	佐原(千葉)	木更津(千葉)	松戸(千葉)
平成14年度								
納付月数	637,214	699,363	912,533	1,595,681	1,312,188	645,518	871,054	1,471,915
納付対象月数	1,029,414	1,181,948	1,442,720	2,599,103	2,230,811	1,015,111	1,436,259	2,321,115
平成15年度								
納付月数	633,016	689,554	905,646	1,597,396	1,315,630	633,772	856,518	1,465,110
納付対象月数	1,032,869	1,159,105	1,420,110	2,568,192	2,181,912	1,008,746	1,435,403	2,315,251
平成16年度								
納付月数	631,614	645,148	883,194	1,552,911	1,282,403	614,081	833,416	1,427,418
納付対象月数	1,043,351	1,096,351	1,390,495	2,514,924	2,150,367	990,660	1,406,508	2,266,292

(参考:過年度分納付月数の推移)

	水戸北(茨城)	水戸南(茨城)	熊谷(埼玉)	川越(埼玉)	浦和(埼玉)	佐原(千葉)	木更津(千葉)	松戸(千葉)
平成14年度	29,749	22,277	36,650	94,526	79,081	24,693	40,206	97,985
平成15年度	49,351	42,166	64,628	138,039	127,409	35,843	61,593	128,993
平成16年度	99,244	-5,548	65,873	144,715	128,979	36,294	63,649	128,983

〈口座振替率〉

	水戸北(茨城)	水戸南(茨城)	熊谷(埼玉)	川越(埼玉)	浦和(埼玉)	佐原(千葉)	木更津(千葉)	松戸(千葉)
平成14年度	26.7	34.9	35.4	29.6	26.4	38.7	32.8	32.1
平成15年度	27.1	35.7	35.0	29.4	26.5	38.2	32.3	31.5
平成16年度	30.2	37.2	36.7	30.7	27.8	40.1	34.1	33.9

(注) 口座振替率(%) = $\frac{\text{口座振替加入者数}}{\text{保険料納付対象者数}} \times 100$

〈納付奨励体制:平成16年度〉

	水戸北(茨城)	水戸南(茨城)	熊谷(埼玉)	川越(埼玉)	浦和(埼玉)	佐原(千葉)	木更津(千葉)	松戸(千葉)
職員(収納業務関与)	10	12	7	15	13	7	9	16
国民年金推進員	12	14	14	27	21	9	12	19
収納指導員	2	2	2	3	3	2	2	0

※ 職員については、収納業務を兼任している者を含めて計上している。

〈納付奨励状況:平成16年度末〉

	水戸北(茨城)	水戸南(茨城)	熊谷(埼玉)	川越(埼玉)	浦和(埼玉)	佐原(千葉)	木更津(千葉)	松戸(千葉)
催告状発行	88,946	132,265	436,021	388,724	714,105	201,769	320,082	524,989
電話 奨励	委 託	16,940	17,623	17,922	45,498	42,580	26,672	41,674
	職 員	3,887	3,696	1,225	13,069	16,387	4,845	2,595
	収納指導員	0	0	0	0	0	2,454	8,526
	計	20,827	21,319	19,147	58,567	58,967	33,971	52,795
戸別 訪問	委 託	48,022	48,918	42,315	71,245	63,852	23,404	57,798
	職 員	3,373	3,302	1,093	3,994	1,742	1,159	1,380
	収納指導員	0	0	0	0	0	1,845	513
	計	51,395	52,220	43,408	75,239	65,594	26,408	59,691
集合徴収案内発行	116,640	172,877	159,988	298,747	277,055	68,274	117,050	129,637

(参考: 督促手法別の効果率等試算値 : 平成17年5月～18年1月の全国値)

催告状	①送付件数	26,464,147 件
	②収納月数	6,432,799 月
	効果率(②÷①)	24.31%
電話督促 (委託)	①実施件数	3,381,739 件
	②接触件数	2,485,109 件
	③収納件数	647,587 件
	接触率(②÷①)	73.49%
	効果率(③÷②)	26.06%
戸別訪問督促 (国民年金推進員)	①訪問件数	10,678,370 件
	②面談件数	5,641,066 件
	③収納件数	1,012,346 件
	面談率(②÷①)	52.83%
	効果率(③÷②)	17.95%
集合徴収	①送付件数	12,291,095 件
	②来場件数	124,823 件
	③収納件数	59,145 件
	来場率(②÷①)	1.02%
	効果率(③÷②)	47.38%

※ 効果率・・・個々の納付督促の実施直後の「収納件数」実績を、その督促の効果とみなして試算

〈強制徴収実施状況等〉

	水戸北(茨城)	水戸南(茨城)	熊谷(埼玉)	川越(埼玉)	浦和(埼玉)	佐原(千葉)	木更津(千葉)	松戸(千葉)
平成16年度								
最終催告状	100	100	110	114	111	104	101	100
督促状	19	26	4	17	10	3	8	1
差 押	1	2	1	2	1	1	0	0
平成17年度								
最終催告状	654	857	853	1,532	1,270	500	1,102	1,406
督促状	72	70	312	937	471	48	269	150
差 押	0	1	32	64	35	2	75	0

※ 平成18年3月末現在の速報値である。

対象社会保険事務所における事業実績等について

(東京東部地区、東京西部地区)

【基本情報】

〈被保険者情報：平成16年度末〉

	上野(東京)	新宿(東京)	港(東京)	江戸川(東京)	荒川(東京)	墨田(東京)	武蔵野(東京)	渋谷(東京)
第一号被保険者	37,568	66,510	45,341	127,633	40,089	47,143	192,012	50,140
口座振替加入者	11,320	15,686	12,020	31,717	9,872	12,957	43,565	12,824
免除者	全額免除者	2,785	4,166	3,397	10,887	3,911	4,068	15,991
	半額免除者	326	390	316	1,255	538	527	1,871
	小計	3,111	4,556	3,713	12,142	4,449	4,595	17,862
学生納付特例者	1,841	5,635	2,408	7,346	2,669	2,711	19,571	3,087
未納者	新規未納者	1,042	2,147	1,311	4,620	1,440	1,662	7,005
	短期未納者	2,812	5,711	3,395	11,967	3,766	4,122	16,708
	中期未納者	6,239	12,364	7,639	25,449	7,661	8,920	34,800
	長期未納者	11,443	21,141	13,302	40,244	12,229	13,408	46,626
	小計	21,536	41,363	25,647	82,280	25,096	28,112	105,139
任意加入被保険者	593	1,266	951	2,100	801	980	4,526	911

(注1) 未納者欄の区分は、未納期間による。区分毎の未納期間は、短期未納者が2～6月、中期未納者が7～23月、長期未納者が24月以上となっている。(未納月数別未納者数の詳細は、下記参考に記載)

(注2) 本表は、現金納付による完納者が含まれていないほか、口座振替加入者並びに半額免除者の数値に重複がある等の理由により、第一号被保険者数と各欄の合計とは一致しない。

(参考：過去5年間の第一号被保険者数の推移)

	上野(東京)	新宿(東京)	港(東京)	江戸川(東京)	荒川(東京)	墨田(東京)	武蔵野(東京)	渋谷(東京)
平成12年度末	38,798	66,186	44,122	123,554	41,223	48,893	187,849	49,628
平成13年度末	38,872	66,355	44,349	126,780	41,198	48,422	190,482	50,337
平成14年度末	38,715	66,565	44,728	128,654	41,073	48,503	192,371	50,625
平成15年度末	38,114	66,768	45,086	128,789	40,769	48,025	193,781	50,555
平成16年度末	37,568	66,510	45,341	127,633	40,089	47,143	192,012	50,140

(参考：過去5年間の免除対象者数の推移 ※全額免除(法定・申請)者数)

	上野(東京)	新宿(東京)	港(東京)	江戸川(東京)	荒川(東京)	墨田(東京)	武蔵野(東京)	渋谷(東京)
平成12年度末	5,702	9,991	8,023	18,261	9,812	9,175	32,141	7,793
平成13年度末	5,408	10,525	7,667	18,910	10,059	9,206	34,305	8,222
平成14年度末	2,885	3,766	3,214	10,027	3,532	3,687	14,109	2,800
平成15年度末	2,760	3,959	3,382	10,544	3,755	3,896	15,521	2,660
平成16年度末	2,785	4,166	3,397	10,887	3,911	4,068	15,991	2,737

(参考：未納月数別の未納者数) 平成17年6月10日現在

未納月数	上野(東京)	新宿(東京)	港(東京)	江戸川(東京)	荒川(東京)	墨田(東京)	武蔵野(東京)	渋谷(東京)
1月	1,042	2,147	1,311	4,620	1,440	1,662	7,005	1,559
2月	676	1,624	872	3,181	1,061	1,137	4,497	1,111
3月	801	1,395	892	2,936	897	984	4,140	1,083
4月	488	953	527	2,175	653	704	2,896	722
5月	419	859	518	1,800	581	659	2,595	643
6月	428	880	586	1,875	574	638	2,580	710
7月	340	688	425	1,711	492	554	2,281	627
8月	293	692	434	1,527	445	504	2,085	583
9月	580	921	630	2,070	691	661	2,654	765
10月	347	693	381	1,506	432	520	2,028	551
11月	344	690	459	1,562	482	522	1,970	532
12月	917	1,965	1,153	3,060	931	1,154	5,684	1,507
13月	278	642	344	1,308	375	446	1,819	487
14月	280	544	342	1,240	374	399	1,523	418
15月	398	693	418	1,480	391	483	1,846	524
16月	247	516	337	1,079	323	401	1,428	375
17月	235	476	318	1,037	369	399	1,314	359
18月	316	544	343	1,157	336	414	1,524	402
19月	232	490	331	1,014	306	400	1,317	400
20月	235	513	324	1,002	302	365	1,298	351
21月	531	943	591	1,912	608	699	2,351	706
22月	294	612	341	1,192	344	421	1,546	428
23月	372	742	468	1,592	460	578	2,132	537
24月	11,443	21,141	13,302	40,244	12,229	13,408	46,626	17,076

【事業実績】

〈保険料納付率:現年度分〉

	上野(東京)	新宿(東京)	港(東京)	江戸川(東京)	荒川(東京)	墨田(東京)	武蔵野(東京)	渋谷(東京)
平成14年度	59.1	54.1	59.2	53.7	55.4	58.3	60.0	54.3
平成15年度	59.3	55.3	59.2	53.6	55.7	58.8	60.6	54.9
平成16年度	58.6	55.3	58.9	53.5	55.3	58.6	60.5	55.2

$$(注) \text{ 納付率}(\%) = \frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$$

※ 納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数(全額免除月数及び学生納付督促月数は含まれない)であり、納付月数はそのうち当該年度中に(翌年4月末まで)に実際に納付された月数である。

(参考:事業目標)

	上野(東京)	新宿(東京)	港(東京)	江戸川(東京)	荒川(東京)	墨田(東京)	武蔵野(東京)	渋谷(東京)
平成18年度目標納付率	69.7	65.7	69.9	64.0	66.1	69.2	71.0	65.3

(参考:現年度分納付月数の推移)

	上野(東京)	新宿(東京)	港(東京)	江戸川(東京)	荒川(東京)	墨田(東京)	武蔵野(東京)	渋谷(東京)
平成14年度								
納付月数	225,540	350,898	264,104	682,382	220,243	282,776	1,124,916	267,838
納付対象月数	381,644	648,761	446,218	1,270,523	397,392	485,103	1,874,113	493,015
平成15年度								
納付月数	222,870	360,929	270,147	685,879	219,816	283,823	1,138,376	278,688
納付対象月数	375,592	652,601	456,577	1,278,857	394,935	483,067	1,877,526	508,080
平成16年度								
納付月数	215,804	351,459	267,308	668,095	212,490	274,393	1,115,474	272,847
納付対象月数	368,102	635,136	453,708	1,249,137	383,918	468,106	1,845,157	494,054

(参考:過年度分納付月数の推移)

	上野(東京)	新宿(東京)	港(東京)	江戸川(東京)	荒川(東京)	墨田(東京)	武蔵野(東京)	渋谷(東京)
平成14年度	17,074	30,922	20,924	57,896	13,853	21,565	99,140	22,517
平成15年度	20,012	41,884	27,838	74,783	20,454	30,224	122,892	31,480
平成16年度	21,176	38,865	27,538	82,587	23,601	30,736	121,678	30,969

〈口座振替率〉

	上野(東京)	新宿(東京)	港(東京)	江戸川(東京)	荒川(東京)	墨田(東京)	武蔵野(東京)	渋谷(東京)
平成14年度	33.9	25.7	28.5	28.9	28.3	31.0	25.2	28.1
平成15年度	33.7	26.4	29.4	28.6	28.5	31.2	26.1	27.9
平成16年度	33.8	27.1	29.7	28.4	28.8	31.3	27.1	28.4

$$(注) \text{ 口座振替率}(\%) = \frac{\text{口座振替加入者数}}{\text{保険料納付対象者数}} \times 100$$

〈納付督促体制:平成16年度〉

	上野(東京)	新宿(東京)	港(東京)	江戸川(東京)	荒川(東京)	墨田(東京)	武蔵野(東京)	渋谷(東京)
職員(収納業務関係)	5	6	9	7	4	5	13	6
国民年金推進員	4	7	4	12	4	5	21	5
収納指導員	0	1	0	1	1	1	3	0

※ 職員については、収納業務を兼任している者を含めて計上している。

〈納付督促状況:平成16年度末〉

	上野(東京)	新宿(東京)	港(東京)	江戸川(東京)	荒川(東京)	墨田(東京)	武蔵野(東京)	渋谷(東京)
催告状発行	75,808	141,374	104,170	285,689	77,053	110,852	369,242	119,028
電話督促	委 託	3,336	8,515	3,632	9,134	4,114	6,708	21,925
	職 員	0	0	0	0	0	0	0
	収納指導員	0	0	0	0	0	0	0
	計	3,336	8,515	3,632	9,134	4,114	6,708	21,925
戸別訪問	委 託	23,230	43,753	29,983	63,094	26,210	31,689	122,014
	職 員	871	925	905	468	670	1,330	1,032
	収納指導員	0	0	0	0	0	0	0
	計	24,101	44,678	30,888	63,562	26,880	33,019	123,046
集合徴収案内発行	78,282	158,499	57,662	84,246	11,232	115,784	234,257	63,823

(参考: 督促手法別の効果率等試算値 : 平成17年5月～18年1月の全国値)

催告状	①送付件数	26,464,147 件
	②収納月数	6,432,799 月
	効果率(②÷①)	24.31%
電話督促 (委託)	①実施件数	3,381,739 件
	②接触件数	2,485,109 件
	③収納件数	647,587 件
	接触率(②÷①)	73.49%
	効果率(③÷②)	26.06%
戸別訪問督促 (国民年金推進員)	①訪問件数	10,678,370 件
	②面談件数	5,641,066 件
	③収納件数	1,012,346 件
	面談率(②÷①)	52.83%
	効果率(③÷②)	17.95%
集合徴収	①送付件数	12,291,095 件
	②来場件数	124,823 件
	③収納件数	59,145 件
	来場率(②÷①)	1.02%
	効果率(③÷②)	47.38%

※ 効果率…個々の納付督促の実施直後の「収納件数」実績を、その督促の効果とみなして試算

〈強制徴収実施状況等〉

	上野(東京)	新宿(東京)	港(東京)	江戸川(東京)	荒川(東京)	墨田(東京)	武蔵野(東京)	渋谷(東京)
平成16年度								
最終催告状	73	92	74	129	74	75	158	90
督促状	48	65	39	80	34	60	93	67
差 押	0	4	0	1	0	1	1	3
平成17年度								
最終催告状	902	1,641	1,079	4,017	951	1,159	2,770	1,124
督促状	380	202	483	1,337	365	395	846	269
差 押	17	11	11	31	11	19	108	21

※ 平成18年3月末現在の速報値である。

対象社会保険事務所における事業実績等について

(神奈川県、愛知地区、京都地区)

【基本情報】

〈被保険者情報：平成16年度末〉

	厚木(神奈川県)	相模原(神奈川県)	横須賀(神奈川県)	鶴見(神奈川県)	名古屋西(愛知)	下京(京都)
第一号被保険者	106,984	162,604	95,724	77,133	51,669	30,946
口座振替加入者	27,364	40,963	27,301	20,119	16,658	8,235
免除者						
全額免除者	8,951	11,192	8,045	5,975	4,614	6,048
半額免除者	911	1,512	1,055	561	786	861
小計	9,862	12,704	9,100	6,536	5,400	6,909
学生納付特例者	8,529	13,296	6,046	6,724	2,717	2,563
未納者						
新規未納者	4,175	6,193	3,657	2,724	1,840	1,271
短期未納者	9,923	15,362	8,672	7,281	4,838	3,840
中期未納者	19,061	30,334	16,816	14,374	9,460	7,296
長期未納者	24,596	40,235	21,839	19,368	11,428	5,300
小計	57,755	92,124	50,984	43,747	27,566	17,707
任意加入被保険者	1,567	2,408	1,956	1,498	707	595

(注1) 未納者種の区分は、未納期間による。区分毎の未納期間は、短期未納者が2～6月、中期未納者が7～23月、長期未納者が24月以上となっている。(未納月数別未納者数の詳細は、下記参考に記載)

(注2) 本表は、現金納付による完納者が含まれていないほか、口座振替加入者並びに半額免除者の数値に重複がある等の理由により、第一号被保険者数と各欄の合計とは一致しない。

(参考：過去5年間の第一号被保険者数の推移)

	厚木(神奈川県)	相模原(神奈川県)	横須賀(神奈川県)	鶴見(神奈川県)	名古屋西(愛知)	下京(京都)
平成12年度末	99,346	153,325	92,865	73,355	52,551	29,431
平成13年度末	102,356	159,032	94,402	74,628	52,959	29,982
平成14年度末	107,296	162,969	96,768	76,721	52,810	30,527
平成15年度末	107,685	164,058	96,537	77,333	52,746	30,876
平成16年度末	106,984	162,604	95,724	77,133	51,669	30,946

(参考：過去5年間の免除対象者数の推移 ※全額免除(法定・申請)者数)

	厚木(神奈川県)	相模原(神奈川県)	横須賀(神奈川県)	鶴見(神奈川県)	名古屋西(愛知)	下京(京都)
平成12年度末	10,048	14,382	9,622	6,439	9,644	6,362
平成13年度末	10,229	14,755	10,405	6,548	9,363	7,237
平成14年度末	7,968	10,569	7,430	5,271	4,935	5,637
平成15年度末	8,281	10,647	7,711	5,684	5,083	5,911
平成16年度末	8,951	11,192	8,045	5,975	4,614	6,048

(参考：未納月数別の未納者数) 平成17年6月10日現在

未納月数	厚木(神奈川県)	相模原(神奈川県)	横須賀(神奈川県)	鶴見(神奈川県)	名古屋西(愛知)	下京(京都)
1月	4,175	6,193	3,657	2,724	1,840	1,271
2月	2,572	4,012	2,233	1,861	1,300	932
3月	2,536	3,620	2,171	1,881	1,279	1,090
4月	1,771	2,830	1,585	1,314	815	625
5月	1,517	2,464	1,361	1,105	677	614
6月	1,527	2,436	1,322	1,120	767	579
7月	1,291	2,048	1,137	977	652	527
8月	1,169	1,906	1,047	917	552	478
9月	1,600	2,329	1,330	1,172	784	695
10月	1,143	1,822	1,053	891	541	411
11月	1,073	1,786	1,101	876	574	478
12月	2,632	4,323	2,146	1,959	1,040	859
13月	920	1,597	815	782	471	374
14月	910	1,368	729	628	459	337
15月	1,107	1,586	984	778	580	453
16月	762	1,276	738	589	419	312
17月	806	1,249	687	561	382	333
18月	945	1,406	781	687	455	319
19月	746	1,150	711	554	373	281
20月	695	1,174	658	550	359	276
21月	1,421	2,237	1,120	933	864	588
22月	787	1,316	743	629	408	291
23月	1,054	1,761	1,036	891	547	284
24月	24,596	40,235	21,839	19,368	11,428	5,300

【事業実績】

〈保険料納付率:現年度分〉

	厚木(神奈川)	相模原(神奈川)	横須賀(神奈川)	鶴見(神奈川)	名古屋西(愛知)	下京(京都)
平成14年度	62.6	60.7	63.2	60.4	62.4	58.1
平成15年度	62.5	60.6	63.3	60.7	62.2	59.4
平成16年度	61.4	60.1	63.3	60.7	61.9	58.9

$$(注) \text{ 納付率}(\%) = \frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$$

※ 納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数(全額免除月数及び学生納付奨励月数は含まれない)であり、納付月数はそのうち当該年度中に(翌年4月末まで)に実際に納付された月数である。

(参考:事業目標)

	厚木(神奈川)	相模原(神奈川)	横須賀(神奈川)	鶴見(神奈川)	名古屋西(愛知)	下京(京都)
平成18年度目標納付率	76.0	73.9	72.6	70.8	72.5	74.2

(参考:現年度分納付月数の推移)

	厚木(神奈川)	相模原(神奈川)	横須賀(神奈川)	鶴見(神奈川)	名古屋西(愛知)	下京(京都)
平成14年度						
納付月数	662,392	991,487	626,302	449,625	346,232	162,328
納付対象月数	1,058,379	1,633,726	991,211	744,502	554,566	279,363
平成15年度						
納付月数	662,392	994,492	626,583	455,652	342,583	164,048
納付対象月数	1,059,722	1,642,326	989,457	750,427	550,988	276,034
平成16年度						
納付月数	587,659	886,463	561,118	413,634	330,428	161,377
納付対象月数	966,032	1,483,699	891,768	684,233	533,561	273,922

(参考:過年度分納付月数の推移)

	厚木(神奈川)	相模原(神奈川)	横須賀(神奈川)	鶴見(神奈川)	名古屋西(愛知)	下京(京都)
平成14年度	37,102	70,092	41,805	37,307	15,804	12,088
平成15年度	56,824	93,462	57,184	50,317	23,402	16,801
平成16年度	61,414	101,023	62,864	58,296	22,113	17,695

〈口座振替率〉

	厚木(神奈川)	相模原(神奈川)	横須賀(神奈川)	鶴見(神奈川)	名古屋西(愛知)	下京(京都)
平成14年度	27.9	27.4	29.4	28.9	35.7	33.4
平成15年度	27.6	26.8	29.2	28.4	34.7	33.3
平成16年度	30.0	29.2	32.7	30.5	37.0	35.9

$$(注) \text{ 口座振替率}(\%) = \frac{\text{口座振替加入者数}}{\text{保険料納付対象者数}} \times 100$$

〈納付奨励体制:平成16年度〉

	厚木(神奈川)	相模原(神奈川)	横須賀(神奈川)	鶴見(神奈川)	名古屋西(愛知)	下京(京都)
職員(収納業務関与)	6	9	7	4	7	3
国民年金推進員	10	16	7	8	6	5
収納指導員	2	3	2	2	3	1

※ 職員については、収納業務を兼任している者を含めて計上している。

〈納付奨励状況:平成16年度末〉

	厚木(神奈川)	相模原(神奈川)	横須賀(神奈川)	鶴見(神奈川)	名古屋西(愛知)	下京(京都)
催告状発行	160,520	277,749	259,744	148,234	117,832	66,820
電話 督促	委 託	16,445	12,049	13,134	7,098	7,158
	職 員	969	1,694	1,470	1,494	2,911
	収納指導員	1,761	703	125	632	0
	計	19,175	14,446	14,729	9,224	10,069
戸別 訪問	委 託	38,019	39,763	28,898	21,369	35,875
	職 員	464	336	544	740	1,383
	収納指導員	286	741	312	516	771
	計	38,769	40,840	29,754	22,624	37,929
集合徴収案内発行	56,098	56,762	47,060	71,086	45,255	50,290

(参考: 督促手法別の効果率等試算値 : 平成17年5月～18年1月の全国値)

催告状	①送付件数	26,464,147 件
	②収納月数	6,432,799 月
	効果率(②÷①)	24.31%
電話督促 (委託)	①実施件数	3,381,739 件
	②接触件数	2,485,109 件
	③収納件数	647,587 件
	接触率(②÷①)	73.49%
戸別訪問督促 (国民年金推進員)	③収納件数	26.06%
	①訪問件数	10,678,370 件
	②面談件数	5,641,066 件
	③収納件数	1,012,346 件
集合徴収	面談率(②÷①)	52.83%
	効果率(③÷②)	17.95%
	①送付件数	12,291,095 件
	②来場件数	124,823 件
	③収納件数	59,145 件
	来場率(②÷①)	1.02%
	効果率(③÷②)	47.38%

※ 効果率…個々の納付督促の実施直後の「収納件数」実績を、その督促の効果とみなして試算

〈強制徴収実施状況等〉

	厚木(神奈川)	相模原(神奈川)	横須賀(神奈川)	鶴見(神奈川)	名古屋西(愛知)	下京(京都)
平成16年度						
最終催告状	48	16	52	36	76	70
督促状	2	5	11	1	0	5
差 押	0	0	0	0	0	1
平成17年度						
最終催告状	236	948	152	548	338	124
督促状	8	20	11	23	72	24
差 押	0	3	0	3	0	0

※ 平成18年3月末現在の速報値である。

対象社会保険事務所における事業実績等について

(大阪地区、兵庫地区、福岡地区)

【基本情報】

〈被保険者情報:平成16年度末〉

(人)

	難波(大阪)	今里(大阪)	福島(大阪)	大手前(大阪)	城東(大阪)	三宮(兵庫)	兵庫(兵庫)	中福岡(福岡)
第一号被保険者	14,485	47,963	30,009	36,859	70,525	25,536	59,762	29,411
口座振替加入者	2,095	8,904	5,682	7,151	13,656	4,656	13,297	8,668
免除者								
全額免除者	2,831	8,490	4,629	5,110	12,503	5,547	12,130	4,532
半額免除者	229	932	657	520	1,620	596	1,578	551
小計	3,060	9,422	5,286	5,630	14,123	6,143	13,708	5,083
学生納付特例者	442	2,654	1,797	2,296	4,364	1,577	5,231	2,241
未納者								
新規未納者	417	1,609	1,005	1,134	2,301	933	2,448	1,333
短期未納者	1,341	4,766	3,088	3,436	6,826	2,949	6,489	3,673
中期未納者	3,670	10,309	6,387	7,602	14,819	6,380	12,587	6,280
長期未納者	5,712	16,272	8,817	11,977	18,998	6,552	11,808	6,893
小計	11,140	32,956	19,297	24,149	42,944	16,814	33,332	18,179
任意加入被保険者	168	931	545	645	1,296	420	1,229	766

(注1) 未納者欄の区分は、未納期間による。区分毎の未納期間は、短期未納者が2～6月、中期未納者が7～23月、長期未納者が24月以上となっている。(未納月数別未納者数の詳細は、下記参考に記載)

(注2) 本表は、現金納付による完納者が含まれていないほか、口座振替加入者並びに半額免除者の数値に重複がある等の理由により、第一号被保険者数と各欄の合計とは一致しない。

(参考:過去5年間の第一号被保険者数の推移)

(人)

	難波(大阪)	今里(大阪)	福島(大阪)	大手前(大阪)	城東(大阪)	三宮(兵庫)	兵庫(兵庫)	中福岡(福岡)
平成12年度末	13,665	51,029	29,548	35,036	70,551	23,153	56,989	27,561
平成13年度末	14,353	51,560	31,188	36,623	72,669	24,841	58,930	28,495
平成14年度末	14,305	49,485	30,606	36,282	71,357	25,180	60,301	28,846
平成15年度末	14,544	49,053	30,661	36,715	71,186	25,571	60,625	29,303
平成16年度末	14,485	47,963	30,009	36,859	70,525	25,536	59,762	29,411

(参考:過去5年間の免除対象者数の推移 ※全額免除(法定・申請)者数)

(人)

	難波(大阪)	今里(大阪)	福島(大阪)	大手前(大阪)	城東(大阪)	三宮(兵庫)	兵庫(兵庫)	中福岡(福岡)
平成12年度末	2,501	7,350	4,276	4,715	12,564	8,043	17,446	5,016
平成13年度末	2,472	7,775	4,940	5,430	13,703	8,247	17,105	5,391
平成14年度末	2,586	7,178	4,223	4,521	11,099	4,879	11,382	3,806
平成15年度末	2,619	8,100	4,578	4,747	11,987	5,461	12,297	4,333
平成16年度末	2,831	8,490	4,629	5,110	12,503	5,547	12,130	4,532

(参考:未納月数別の未納者数) 平成17年6月10日現在

(人)

未納月数	難波(大阪)	今里(大阪)	福島(大阪)	大手前(大阪)	城東(大阪)	三宮(兵庫)	兵庫(兵庫)	中福岡(福岡)
1月	417	1,609	1,005	1,134	2,301	933	2,448	1,333
2月	335	1,220	786	836	1,691	660	1,572	940
3月	332	1,228	836	945	1,844	780	1,747	994
4月	226	832	539	594	1,188	505	1,174	643
5月	213	739	419	526	1,063	517	1,005	532
6月	235	747	508	535	1,040	487	991	564
7月	212	628	443	490	931	402	873	424
8月	211	637	390	405	871	376	784	404
9月	332	995	621	733	1,538	610	1,242	577
10月	203	655	373	460	907	397	772	392
11月	214	678	373	451	901	353	734	372
12月	401	1,159	776	985	1,783	749	1,496	869
13月	177	565	339	366	732	331	668	328
14月	172	553	325	367	681	322	573	323
15月	218	552	383	415	1,032	395	667	416
16月	182	432	263	290	541	257	557	258
17月	163	393	248	309	527	263	494	240
18月	181	493	239	305	613	290	533	256
19月	161	417	235	318	561	242	522	236
20月	160	377	234	289	546	261	473	262
21月	336	890	558	738	1,260	549	1,160	477
22月	162	396	271	301	643	254	482	231
23月	185	489	316	380	752	329	557	215
24月	5,712	16,272	8,817	11,977	18,998	6,552	11,808	6,893

【事業実績】

〈保険料納付率：現年度分〉

(%)

	難波(大阪)	今里(大阪)	福島(大阪)	大手前(大阪)	城東(大阪)	三宮(兵庫)	兵庫(兵庫)	中福岡(福岡)
平成14年度	34.9	41.4	48.0	46.7	49.8	44.0	54.4	56.3
平成15年度	34.7	42.6	49.3	47.2	50.9	46.7	56.1	58.4
平成16年度	34.9	43.1	49.2	47.3	51.1	48.7	57.5	59.1

(注) 納付率(%) = $\frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$

※ 納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数(全額免除月数及び学生納付奨励月数は含まれない)であり、納付月数はそのうち当該年度中に(翌年4月末まで)に実際に納付された月数である。

(参考：事業目標)

(月)

	難波(大阪)	今里(大阪)	福島(大阪)	大手前(大阪)	城東(大阪)	三宮(兵庫)	兵庫(兵庫)	中福岡(福岡)
平成18年度目標納付率	48.6	56.9	63.3	61.7	65.1	63.1	70.9	70.0

(参考：現年度分納付月数の推移)

(月)

	難波(大阪)	今里(大阪)	福島(大阪)	大手前(大阪)	城東(大阪)	三宮(兵庫)	兵庫(兵庫)	中福岡(福岡)
平成14年度								
納付月数	44,030	199,225	141,577	163,933	341,916	102,996	302,086	157,046
納付対象月数	126,220	481,734	294,826	350,863	686,285	234,306	555,406	279,026
平成15年度								
納付月数	44,105	194,482	143,372	164,740	336,910	103,983	298,694	160,217
納付対象月数	127,063	456,331	290,977	349,201	661,644	222,664	532,433	274,574
平成16年度								
納付月数	42,665	188,100	139,321	162,756	328,326	99,990	289,946	156,308
納付対象月数	122,340	436,440	283,023	343,814	642,665	205,172	503,852	264,575

(参考：過年度分納付月数の推移)

(月)

	難波(大阪)	今里(大阪)	福島(大阪)	大手前(大阪)	城東(大阪)	三宮(兵庫)	兵庫(兵庫)	中福岡(福岡)
平成14年度	4,806	16,933	12,390	14,960	28,923	6,385	15,780	9,847
平成15年度	5,801	22,829	16,252	19,551	39,583	10,990	25,602	14,702
平成16年度	5,375	24,092	16,473	17,852	41,418	13,652	28,660	13,644

〈口座振替率〉

(月)

	難波(大阪)	今里(大阪)	福島(大阪)	大手前(大阪)	城東(大阪)	三宮(兵庫)	兵庫(兵庫)	中福岡(福岡)
平成14年度	17.2	21.8	23.0	23.2	24.1	23.0	29.0	37.1
平成15年度	16.5	21.8	23.0	23.3	24.3	23.0	28.3	35.8
平成16年度	18.4	23.6	23.5	23.8	24.8	24.7	30.5	37.0

(注) 口座振替率(%) = $\frac{\text{口座振替加入者数}}{\text{保険料納付対象者数}} \times 100$

〈納付奨励体制：平成16年度〉

(人)

	難波(大阪)	今里(大阪)	福島(大阪)	大手前(大阪)	城東(大阪)	三宮(兵庫)	兵庫(兵庫)	中福岡(福岡)
職員(収納業務関与)	9	8	9	7	9	6	7	8
国民年金推進員	3	6	4	4	10	5	8	5
収納指導員	2	3	3	3	5	2	2	2

※ 職員については、収納業務を兼任している者を含めて計上している。

〈納付奨励状況：平成16年度末〉

(件)

	難波(大阪)	今里(大阪)	福島(大阪)	大手前(大阪)	城東(大阪)	三宮(兵庫)	兵庫(兵庫)	中福岡(福岡)
催告状発行	43,757	135,653	79,824	98,080	174,020	36,018	73,670	67,635
電話 奨励	委 託	877	4,871	3,930	3,698	8,783	3,188	10,238
	職 員	730	3,602	3,016	604	1,615	15,064	10,470
	収納指導員	0	0	55	0	0	2,735	0
	計	1,607	8,473	7,001	4,302	10,398	20,987	20,708
戸別 訪問	委 託	6,456	16,941	9,593	11,013	14,630	32,904	43,823
	職 員	2,143	3,444	1,818	2,020	2,486	3,063	2,091
	収納指導員	735	226	2,274	391	1,033	138	0
	計	9,334	20,611	13,685	13,424	18,149	36,105	45,914
集合徴収案内発行	67,098	45,985	44,950	63,478	60,088	21,320	15,276	4,476

(参考: 督促手法別の効果率等試算値 : 平成17年5月～18年1月の全国値)

催告状	①送付件数	26,464,147 件
	②収納月数	6,432,799 月
	効果率(②÷①)	24.31%
電話督促 (委託)	①実施件数	3,381,739 件
	②接触件数	2,485,109 件
	③収納件数	647,587 件
	接触率(②÷①)	73.49%
	効果率(③÷②)	26.06%
戸別訪問督促 (国民年金推進員)	①訪問件数	10,678,370 件
	②面談件数	5,641,066 件
	③収納件数	1,012,346 件
	面談率(②÷①)	52.83%
	効果率(③÷②)	17.95%
集合徴収	①送付件数	12,291,095 件
	②来場件数	124,823 件
	③収納件数	59,145 件
	来場率(②÷①)	1.02%
	効果率(③÷②)	47.38%

※ 効果率……個々の納付督促の実施直後の「収納件数」実績を、その督促の効果とみなして試算

〈強制徴収実施状況等〉

(件)

	難波(大阪)	今里(大阪)	福島(大阪)	大手前(大阪)	城東(大阪)	三宮(兵庫)	兵庫(兵庫)	中福岡(福岡)
平成16年度								
最終催告状	28	90	45	73	90	49	73	61
督促状	1	0	0	0	0	10	0	11
差 押	0	0	0	0	0	6	0	2
平成17年度								
最終催告状	196	610	299	598	1073	301	336	232
督促状	2	10	2	3	14	48	18	163
差 押	0	2	0	0	0	3	2	48

※ 平成18年3月末現在の速報値である。

要求水準の算出方法

水戸北社会保険事務所

納付月数	直近(平成17年度)の事業状況	①	平成18年2月末までに収納した現年度分保険料	550,415月
		②	平成18年2月末までに収納した過年度分保険料	87,361月
		③	上記期間に強制徴収により収納した納付月数	890月
		④	18年2月末の納付月数＝①＋②－③	636,886月
	前年(平成16年度)同時期の事業状況	⑤	平成17年2月末までに収納した現年度分保険料	556,369月
		⑥	平成17年2月末までに収納した過年度分保険料	134,354月
		⑦	上記期間に強制徴収により収納した納付月数	214月
		⑧	17年2月末の納付月数＝⑤＋⑥－⑦	690,509月
	前年度の年間事業実績	⑨	平成16年度に収納した現年度分保険料	597,408月
		⑩	平成16年度に収納した過年度分保険料	137,512月
		⑪	平成16年度に強制徴収により収納した納付月数	214月
		⑫	前年度の年間納付月数⑨＋⑩－⑪	734,706月
	要求水準			$\frac{④ \times \frac{⑫}{⑧}}{⑤} \times \frac{⑩}{⑨} \times \frac{⑪}{⑦}$ 847,068月
新規口座振替者獲得者数	直近の状況	⑬	平成18年2月末迄に獲得した新規口座振替者数	89件
	前年同時期の状況	⑭	平成16年度において17年2月末までに獲得した新規口座振替者数	25件
	前年の年実績	⑮	平成16年度に獲得した新規口座振替者数	40件
	要求水準			$\frac{⑬ \times \frac{⑮}{⑭}}{⑮} \times \frac{⑩}{⑨} \times \frac{⑪}{⑦}$ 178件

要求水準の算出方法

浦和社会保険事務所

納付月数	直近(平成17年度)の事業状況	①	平成18年2月末までに収納した現年度分保険料	1,109,752月
		②	平成18年2月末までに収納した過年度分保険料	191,260月
		③	上記期間に強制徴収により収納した納付月数	2,620月
		④	18年2月末の納付月数＝①＋②－③	1,298,392月
	前年(平成16年度)同時期の事業状況	⑤	平成17年2月末までに収納した現年度分保険料	1,132,691月
		⑥	平成17年2月末までに収納した過年度分保険料	197,629月
		⑦	上記期間に強制徴収により収納した納付月数	614月
		⑧	17年2月末の納付月数＝⑤＋⑥－⑦	1,329,706月
	前年度の年間事業実績	⑨	平成16年度に収納した現年度分保険料	1,213,875月
		⑩	平成16年度に収納した過年度分保険料	207,404月
		⑪	平成16年度に強制徴収により収納した納付月数	670月
		⑫	前年度の年間納付月数⑨＋⑩－⑪	1,420,669月
	要求水準			$\frac{④ \times \frac{⑫}{⑧}}{⑤} \times \frac{⑩}{⑨} \times \frac{⑪}{⑦}$ 1,733,943月
新規口座振替者獲得者数	直近の状況	⑬	平成18年2月末迄に獲得した新規口座振替者数	191件
	前年同時期の状況	⑭	平成16年度において17年2月末までに獲得した新規口座振替者数	137件
	前年の年実績	⑮	平成16年度に獲得した新規口座振替者数	169件
	要求水準			$\frac{⑬ \times \frac{⑮}{⑭}}{⑮} \times \frac{⑩}{⑨} \times \frac{⑪}{⑦}$ 295件

水戸南社会保険事務所

納付月数	直近(平成17年度)の事業状況	①	平成18年2月末までに収納した現年度分保険料	521,173月
		②	平成18年2月末までに収納した過年度分保険料	14,197月
		③	上記期間に強制徴収により収納した納付月数	1,219月
		④	18年2月末の納付月数＝①＋②－③	534,151月
	前年(平成16年度)同時期の事業状況	⑤	平成17年2月末までに収納した現年度分保険料	564,783月
		⑥	平成17年2月末までに収納した過年度分保険料	35,442月
		⑦	上記期間に強制徴収により収納した納付月数	206月
		⑧	17年2月末の納付月数＝⑤＋⑥－⑦	600,019月
	前年度の年間事業実績	⑨	平成16年度に収納した現年度分保険料	607,332月
		⑩	平成16年度に収納した過年度分保険料	37,592月
		⑪	平成16年度に強制徴収により収納した納付月数	206月
		⑫	前年度の年間納付月数⑨＋⑩－⑪	644,718月
	要求水準			$\frac{④ \times \frac{⑫}{⑧}}{⑤} \times \frac{⑩}{⑨} \times \frac{⑪}{⑦}$ 7,174,29月
新規口座振替者獲得者数	直近の状況	⑬	平成18年2月末迄に獲得した新規口座振替者数	46件
	前年同時期の状況	⑭	平成16年度において17年2月末までに獲得した新規口座振替者数	36件
	前年の年実績	⑮	平成16年度に獲得した新規口座振替者数	40件
	要求水準			$\frac{⑬ \times \frac{⑮}{⑭}}{⑮} \times \frac{⑩}{⑨} \times \frac{⑪}{⑦}$ 64件

熊谷社会保険事務所

納付月数	直近(平成17年度)の事業状況	①	平成18年2月末までに収納した現年度分保険料	759,594月
		②	平成18年2月末までに収納した過年度分保険料	84,811月
		③	上記期間に強制徴収により収納した納付月数	2,424月
		④	18年2月末の納付月数＝①＋②－③	841,981月
	前年(平成16年度)同時期の事業状況	⑤	平成17年2月末までに収納した現年度分保険料	779,837月
		⑥	平成17年2月末までに収納した過年度分保険料	114,770月
		⑦	上記期間に強制徴収により収納した納付月数	720月
		⑧	17年2月末の納付月数＝⑤＋⑥－⑦	893,887月
	前年度の年間事業実績	⑨	平成16年度に収納した現年度分保険料	836,095月
		⑩	平成16年度に収納した過年度分保険料	119,076月
		⑪	平成16年度に強制徴収により収納した納付月数	785月
		⑫	前年度の年間納付月数⑨＋⑩－⑪	954,986月
	要求水準			$\frac{④ \times \frac{⑫}{⑧}}{⑤} \times \frac{⑩}{⑨} \times \frac{⑪}{⑦}$ 1,123,709月
新規口座振替者獲得者数	直近の状況	⑬	平成18年2月末迄に獲得した新規口座振替者数	697件
	前年同時期の状況	⑭	平成16年度において17年2月末までに獲得した新規口座振替者数	246件
	前年の年実績	⑮	平成16年度に獲得した新規口座振替者数	339件
	要求水準			$\frac{⑬ \times \frac{⑮}{⑭}}{⑮} \times \frac{⑩}{⑨} \times \frac{⑪}{⑦}$ 1,201件

要求水準の算出方法

川越社会保険事務所

納付月数	直近(平成17年度)の事業状況	①	平成18年2月末までに収納した現年度分保険料	1,341,922月
		②	平成18年2月末までに収納した過年度分保険料	234,916月
		③	上記期間に強制徴収により収納した納付月数	4,002月
		④	18年2月末の納付月数=①+②+③	1,572,836月
	前年(平成16年度)同時期の事業状況	⑤	平成17年2月末までに収納した現年度分保険料	1,365,689月
		⑥	平成17年2月末までに収納した過年度分保険料	229,176月
		⑦	上記期間に強制徴収により収納した納付月数	441月
		⑧	17年2月末の納付月数=⑤+⑥+⑦	1,594,424月
	前年度の年間事業実績	⑨	平成16年度に収納した現年度分保険料	1,467,494月
		⑩	平成16年度に収納した過年度分保険料	240,845月
		⑪	平成16年度に強制徴収により収納した納付月数	481月
		⑫	前年度の年間納付月数⑨+⑩+⑪	1,707,859月
	要求水準			$\text{④} \times \frac{\text{⑫}}{\text{⑧}} \times \frac{15}{12}$ 2,105,913月
新規口座振替者獲得者数	直近の状況	⑬	平成18年2月末迄に獲得した新規口座振替者数	307件
	前年同時期の状況	⑭	平成16年度において17年2月末までに獲得した新規口座振替者数	121件
	前年の年実績	⑮	平成16年度に獲得した新規口座振替者数	156件
	要求水準			$\text{⑩} \times \frac{\text{⑮}}{\text{⑭}} \times \frac{15}{12}$ 495件

松戸社会保険事務所

納付月数	直近(平成17年度)の事業状況	①	平成18年2月末までに収納した現年度分保険料	1,234,483月
		②	平成18年2月末までに収納した過年度分保険料	191,924月
		③	上記期間に強制徴収により収納した納付月数	1,131月
		④	18年2月末の納付月数=①+②+③	1,425,276月
	前年(平成16年度)同時期の事業状況	⑤	平成17年2月末までに収納した現年度分保険料	1,258,353月
		⑥	平成17年2月末までに収納した過年度分保険料	211,702月
		⑦	上記期間に強制徴収により収納した納付月数	0月
		⑧	17年2月末の納付月数=⑤+⑥+⑦	1,470,055月
	前年度の年間事業実績	⑨	平成16年度に収納した現年度分保険料	1,350,030月
		⑩	平成16年度に収納した過年度分保険料	220,518月
		⑪	平成16年度に強制徴収により収納した納付月数	590月
		⑫	前年度の年間納付月数⑨+⑩+⑪	1,569,958月
	要求水準			$\text{④} \times \frac{\text{⑫}}{\text{⑧}} \times \frac{15}{12}$ 1,902,670月
新規口座振替者獲得者数	直近の状況	⑬	平成18年2月末迄に獲得した新規口座振替者数	1,068件
	前年同時期の状況	⑭	平成16年度において17年2月末までに獲得した新規口座振替者数	127件
	前年の年実績	⑮	平成16年度に獲得した新規口座振替者数	214件
	要求水準			$\text{⑩} \times \frac{\text{⑮}}{\text{⑭}} \times \frac{15}{12}$ 2,250件

木更津社会保険事務所

納付月数	直近(平成17年度)の事業状況	①	平成18年2月末までに収納した現年度分保険料	718,642月
		②	平成18年2月末までに収納した過年度分保険料	105,226月
		③	上記期間に強制徴収により収納した納付月数	1,576月
		④	18年2月末の納付月数=①+②+③	822,292月
	前年(平成16年度)同時期の事業状況	⑤	平成17年2月末までに収納した現年度分保険料	731,672月
		⑥	平成17年2月末までに収納した過年度分保険料	110,936月
		⑦	上記期間に強制徴収により収納した納付月数	0月
		⑧	17年2月末の納付月数=⑤+⑥+⑦	842,608月
	前年度の年間事業実績	⑨	平成16年度に収納した現年度分保険料	787,095月
		⑩	平成16年度に収納した過年度分保険料	115,319月
		⑪	平成16年度に強制徴収により収納した納付月数	255月
		⑫	前年度の年間納付月数⑨+⑩+⑪	902,159月
	要求水準			$\text{④} \times \frac{\text{⑫}}{\text{⑧}} \times \frac{15}{12}$ 1,100,509月
新規口座振替者獲得者数	直近の状況	⑬	平成18年2月末迄に獲得した新規口座振替者数	726件
	前年同時期の状況	⑭	平成16年度において17年2月末までに獲得した新規口座振替者数	52件
	前年の年実績	⑮	平成16年度に獲得した新規口座振替者数	52件
	要求水準			$\text{⑩} \times \frac{\text{⑮}}{\text{⑭}} \times \frac{15}{12}$ 908件

要求水準の算出方法

佐原社会保険事務所

納付月数	直近(平成17年度)の事業状況	①	平成18年2月末までに収納した現年度分保険料	512,694月
		②	平成18年2月末までに収納した過年度分保険料	26,052月
		③	上記期間に強制徴収により収納した納付月数	512月
		④	18年2月末の納付月数＝①＋②－③	538,234月
	前年(平成16年度)同時期の事業状況	⑤	平成17年2月末までに収納した現年度分保険料	539,183月
		⑥	平成17年2月末までに収納した過年度分保険料	0月
		⑦	上記期間に強制徴収により収納した納付月数	0月
		⑧	17年2月末の納付月数＝⑤＋⑥－⑦	539,183月
	前年度の年間事業実績	⑨	平成16年度に収納した現年度分保険料	579,696月
		⑩	平成16年度に収納した過年度分保険料	74,804月
		⑪	平成16年度に強制徴収により収納した納付月数	290月
		⑫	前年度の年間納付月数⑨＋⑩－⑪	654,210月
	要求水準			$\frac{④ \times \frac{⑫}{⑧} \times 15}{12}$ 816,323月
新規口座振替者獲得者数	直近の状況	⑬	平成18年2月末迄に獲得した新規口座振替者数	217件
	前年同時期の状況	⑭	平成16年度において17年2月末までに獲得した新規口座振替者数	15件
	前年の年実績	⑮	平成16年度に獲得した新規口座振替者数	39件
	要求水準			$\frac{⑬ \times \frac{⑮}{⑭} \times 15}{12}$ 705件

港社会保険事務所

納付月数	直近(平成17年度)の事業状況	①	平成18年2月末までに収納した現年度分保険料	242,506月
		②	平成18年2月末までに収納した過年度分保険料	45,892月
		③	上記期間に強制徴収により収納した納付月数	1,399月
		④	18年2月末の納付月数＝①＋②－③	286,999月
	前年(平成16年度)同時期の事業状況	⑤	平成17年2月末までに収納した現年度分保険料	237,051月
		⑥	平成17年2月末までに収納した過年度分保険料	45,300月
		⑦	上記期間に強制徴収により収納した納付月数	178月
		⑧	17年2月末の納付月数＝⑤＋⑥－⑦	282,173月
	前年度の年間事業実績	⑨	平成16年度に収納した現年度分保険料	253,206月
		⑩	平成16年度に収納した過年度分保険料	47,795月
		⑪	平成16年度に強制徴収により収納した納付月数	214月
		⑫	前年度の年間納付月数⑨＋⑩－⑪	300,787月
	要求水準			$\frac{④ \times \frac{⑫}{⑧} \times 15}{12}$ 332,414月
新規口座振替者獲得者数	直近の状況	⑬	平成18年2月末迄に獲得した新規口座振替者数	76件
	前年同時期の状況	⑭	平成16年度において17年2月末までに獲得した新規口座振替者数	21件
	前年の年実績	⑮	平成16年度に獲得した新規口座振替者数	32件
	要求水準			$\frac{⑬ \times \frac{⑮}{⑭} \times 15}{12}$ 145件

新宿社会保険事務所

納付月数	直近(平成17年度)の事業状況	①	平成18年2月末までに収納した現年度分保険料	312,374月
		②	平成18年2月末までに収納した過年度分保険料	62,318月
		③	上記期間に強制徴収により収納した納付月数	6,357月
		④	18年2月末の納付月数＝①＋②－③	368,335月
	前年(平成16年度)同時期の事業状況	⑤	平成17年2月末までに収納した現年度分保険料	312,584月
		⑥	平成17年2月末までに収納した過年度分保険料	62,561月
		⑦	上記期間に強制徴収により収納した納付月数	143月
		⑧	17年2月末の納付月数＝⑤＋⑥－⑦	375,002月
	前年度の年間事業実績	⑨	平成16年度に収納した現年度分保険料	332,864月
		⑩	平成16年度に収納した過年度分保険料	65,521月
		⑪	平成16年度に強制徴収により収納した納付月数	171月
		⑫	前年度の年間納付月数⑨＋⑩－⑪	398,214月
	要求水準			$\frac{④ \times \frac{⑫}{⑧} \times 15}{12}$ 488,918月
新規口座振替者獲得者数	直近の状況	⑬	平成18年2月末迄に獲得した新規口座振替者数	117件
	前年同時期の状況	⑭	平成16年度において17年2月末までに獲得した新規口座振替者数	43件
	前年の年実績	⑮	平成16年度に獲得した新規口座振替者数	55件
	要求水準			$\frac{⑬ \times \frac{⑮}{⑭} \times 15}{12}$ 187件

上野社会保険事務所

納付月数	直近(平成17年度)の事業状況	①	平成18年2月末までに収納した現年度分保険料	188,821月
		②	平成18年2月末までに収納した過年度分保険料	35,547月
		③	上記期間に強制徴収により収納した納付月数	1,046月
		④	18年2月末の納付月数＝①＋②＋③	225,322月
	前年(平成16年度)同時期の事業状況	⑤	平成17年2月末までに収納した現年度分保険料	189,316月
		⑥	平成17年2月末までに収納した過年度分保険料	33,615月
		⑦	上記期間に強制徴収により収納した納付月数	83月
		⑧	17年2月末の納付月数＝⑤＋⑥＋⑦	222,848月
	前年度の年間事業実績	⑨	平成16年度に収納した現年度分保険料	203,010月
		⑩	平成16年度に収納した過年度分保険料	35,210月
		⑪	平成16年度に強制徴収により収納した納付月数	99月
		⑫	前年度の年間納付月数⑨＋⑩＋⑪	238,421月
	要求水準			$\text{④} \times \frac{\text{⑫}}{\text{⑧}} \times \frac{15}{12} = 298,284\text{月}$
新規口座振替者獲得者数	直近の状況	⑬	平成18年2月末迄に獲得した新規口座振替者数	56件
	前年同時期の状況	⑭	平成16年度において17年2月末までに獲得した新規口座振替者数	10件
	前年の年実績	⑮	平成16年度に獲得した新規口座振替者数	14件
	要求水準			$\text{⑮} \times \frac{\text{⑮}}{\text{⑭}} \times \frac{15}{12} = 98\text{件}$

江戸川社会保険事務所

納付月数	直近(平成17年度)の事業状況	①	平成18年2月末までに収納した現年度分保険料	575,370月
		②	平成18年2月末までに収納した過年度分保険料	119,563月
		③	上記期間に強制徴収により収納した納付月数	3,478月
		④	18年2月末の納付月数＝①＋②＋③	691,455月
	前年(平成16年度)同時期の事業状況	⑤	平成17年2月末までに収納した現年度分保険料	583,602月
		⑥	平成17年2月末までに収納した過年度分保険料	123,742月
		⑦	上記期間に強制徴収により収納した納付月数	103月
		⑧	17年2月末の納付月数＝⑤＋⑥＋⑦	707,241月
	前年度の年間事業実績	⑨	平成16年度に収納した現年度分保険料	628,238月
		⑩	平成16年度に収納した過年度分保険料	130,838月
		⑪	平成16年度に強制徴収により収納した納付月数	123月
		⑫	前年度の年間納付月数⑨＋⑩＋⑪	758,953月
	要求水準			$\text{④} \times \frac{\text{⑫}}{\text{⑧}} \times \frac{15}{12} = 927,516\text{月}$
新規口座振替者獲得者数	直近の状況	⑬	平成18年2月末迄に獲得した新規口座振替者数	119件
	前年同時期の状況	⑭	平成16年度において17年2月末までに獲得した新規口座振替者数	17件
	前年の年実績	⑮	平成16年度に獲得した新規口座振替者数	20件
	要求水準			$\text{⑮} \times \frac{\text{⑮}}{\text{⑭}} \times \frac{15}{12} = 1175\text{件}$

墨田社会保険事務所

納付月数	直近(平成17年度)の事業状況	①	平成18年2月末までに収納した現年度分保険料	236,883月
		②	平成18年2月末までに収納した過年度分保険料	49,913月
		③	上記期間に強制徴収により収納した納付月数	877月
		④	18年2月末の納付月数＝①＋②＋③	285,919月
	前年(平成16年度)同時期の事業状況	⑤	平成17年2月末までに収納した現年度分保険料	238,320月
		⑥	平成17年2月末までに収納した過年度分保険料	49,794月
		⑦	上記期間に強制徴収により収納した納付月数	98月
		⑧	17年2月末の納付月数＝⑤＋⑥＋⑦	288,016月
	前年度の年間事業実績	⑨	平成16年度に収納した現年度分保険料	257,260月
		⑩	平成16年度に収納した過年度分保険料	52,463月
		⑪	平成16年度に強制徴収により収納した納付月数	117月
		⑫	前年度の年間納付月数⑨＋⑩＋⑪	309,606月
	要求水準			$\text{④} \times \frac{\text{⑫}}{\text{⑧}} \times \frac{15}{12} = 384,190\text{月}$
新規口座振替者獲得者数	直近の状況	⑬	平成18年2月末迄に獲得した新規口座振替者数	173件
	前年同時期の状況	⑭	平成16年度において17年2月末までに獲得した新規口座振替者数	16件
	前年の年実績	⑮	平成16年度に獲得した新規口座振替者数	23件
	要求水準			$\text{⑮} \times \frac{\text{⑮}}{\text{⑭}} \times \frac{15}{12} = 311\text{件}$

渋谷社会保険事務所

納付月数	直近(平成17年度)の事業状況	①	平成18年2月末までに収納した現年度分保険料	244,239月
		②	平成18年2月末までに収納した過年度分保険料	51,780月
		③	上記期間に強制徴収により収納した納付月数	1,732月
		④	18年2月末の納付月数＝①＋②＋③	294,287月
	前年(平成16年度)同時期の事業状況	⑤	平成17年2月末までに収納した現年度分保険料	242,507月
		⑥	平成17年2月末までに収納した過年度分保険料	49,884月
		⑦	上記期間に強制徴収により収納した納付月数	199月
		⑧	17年2月末の納付月数＝⑤＋⑥＋⑦	292,192月
	前年度の年間事業実績	⑨	平成16年度に収納した現年度分保険料	258,699月
		⑩	平成16年度に収納した過年度分保険料	52,480月
		⑪	平成16年度に強制徴収により収納した納付月数	239月
		⑫	前年度の年間納付月数⑨＋⑩＋⑪	310,940月
	要求水準			$\text{④} \times \frac{\text{⑫}}{\text{⑧}} \times \frac{15}{12} = 391,462\text{月}$
新規口座振替者獲得者数	直近の状況	⑬	平成18年2月末迄に獲得した新規口座振替者数	45件
	前年同時期の状況	⑭	平成16年度において17年2月末までに獲得した新規口座振替者数	12件
	前年の年実績	⑮	平成16年度に獲得した新規口座振替者数	13件
	要求水準			$\text{⑮} \times \frac{\text{⑮}}{\text{⑭}} \times \frac{15}{12} = 61\text{件}$

荒川社会保険事務所

納付月数	直近(平成17年度)の事業状況	①	平成18年2月末までに収納した現年度分保険料	182,511月
		②	平成18年2月末までに収納した過年度分保険料	36,085月
		③	上記期間に強制徴収により収納した納付月数	1,224月
		④	18年2月末の納付月数=①+②+③	217,372月
	前年(平成16年度)同時期の事業状況	⑤	平成17年2月末までに収納した現年度分保険料	185,777月
		⑥	平成17年2月末までに収納した過年度分保険料	37,525月
		⑦	上記期間に強制徴収により収納した納付月数	93月
		⑧	17年2月末の納付月数=⑤+⑥+⑦	223,209月
	前年度の年間事業実績	⑨	平成16年度に収納した現年度分保険料	199,706月
		⑩	平成16年度に収納した過年度分保険料	39,296月
		⑪	平成16年度に強制徴収により収納した納付月数	111月
		⑫	前年度の年間納付月数⑨+⑩+⑪	238,899月
	要求水準			$\text{④} \times \frac{\text{⑫}}{\text{⑧}} \times \frac{15}{12} = 290,305\text{月}$
新規口座振替者獲得者数	直近の状況	⑬	平成18年2月末迄に獲得した新規口座振替者数	110件
	前年同時期の状況	⑭	平成16年度において17年2月末までに獲得した新規口座振替者数	20件
	前年の年実績	⑮	平成16年度に獲得した新規口座振替者数	42件
	要求水準			$\text{⑮} \times \frac{\text{⑭}}{\text{⑬}} \times \frac{15}{12} = 289\text{件}$

相模原社会保険事務所

納付月数	直近(平成17年度)の事業状況	①	平成18年2月末までに収納した現年度分保険料	842,772月
		②	平成18年2月末までに収納した過年度分保険料	160,662月
		③	上記期間に強制徴収により収納した納付月数	682月
		④	18年2月末の納付月数=①+②+③	1,002,752月
	前年(平成16年度)同時期の事業状況	⑤	平成17年2月末までに収納した現年度分保険料	856,336月
		⑥	平成17年2月末までに収納した過年度分保険料	156,782月
		⑦	上記期間に強制徴収により収納した納付月数	45月
		⑧	17年2月末の納付月数=⑤+⑥+⑦	1,003,073月
	前年度の年間事業実績	⑨	平成16年度に収納した現年度分保険料	932,255月
		⑩	平成16年度に収納した過年度分保険料	163,324月
		⑪	平成16年度に強制徴収により収納した納付月数	53月
		⑫	前年度の年間納付月数⑨+⑩+⑪	1,095,526月
	要求水準			$\text{④} \times \frac{\text{⑫}}{\text{⑧}} \times \frac{15}{12} = 1,356,456\text{月}$
新規口座振替者獲得者数	直近の状況	⑬	平成18年2月末迄に獲得した新規口座振替者数	218件
	前年同時期の状況	⑭	平成16年度において17年2月末までに獲得した新規口座振替者数	122件
	前年の年実績	⑮	平成16年度に獲得した新規口座振替者数	177件
	要求水準			$\text{⑮} \times \frac{\text{⑭}}{\text{⑬}} \times \frac{15}{12} = 395\text{件}$

武蔵野社会保険事務所

納付月数	直近(平成17年度)の事業状況	①	平成18年2月末までに収納した現年度分保険料	982,637月
		②	平成18年2月末までに収納した過年度分保険料	177,464月
		③	上記期間に強制徴収により収納した納付月数	3,670月
		④	18年2月末の納付月数=①+②+③	1,156,431月
	前年(平成16年度)同時期の事業状況	⑤	平成17年2月末までに収納した現年度分保険料	992,007月
		⑥	平成17年2月末までに収納した過年度分保険料	88,832月
		⑦	上記期間に強制徴収により収納した納付月数	553月
		⑧	17年2月末の納付月数=⑤+⑥+⑦	1,080,286月
	前年度の年間事業実績	⑨	平成16年度に収納した現年度分保険料	1,058,088月
		⑩	平成16年度に収納した過年度分保険料	197,450月
		⑪	平成16年度に強制徴収により収納した納付月数	663月
		⑫	前年度の年間納付月数⑨+⑩+⑪	1,254,875月
	要求水準			$\text{④} \times \frac{\text{⑫}}{\text{⑧}} \times \frac{15}{12} = 1,679,153\text{月}$
新規口座振替者獲得者数	直近の状況	⑬	平成18年2月末迄に獲得した新規口座振替者数	380件
	前年同時期の状況	⑭	平成16年度において17年2月末までに獲得した新規口座振替者数	153件
	前年の年実績	⑮	平成16年度に獲得した新規口座振替者数	125件
	要求水準			$\text{⑮} \times \frac{\text{⑭}}{\text{⑬}} \times \frac{15}{12} = 388\text{件}$

横須賀社会保険事務所

納付月数	直近(平成17年度)の事業状況	①	平成18年2月末までに収納した現年度分保険料	534,690月
		②	平成18年2月末までに収納した過年度分保険料	88,812月
		③	上記期間に強制徴収により収納した納付月数	460月
		④	18年2月末の納付月数=①+②+③	623,042月
	前年(平成16年度)同時期の事業状況	⑤	平成17年2月末までに収納した現年度分保険料	541,462月
		⑥	平成17年2月末までに収納した過年度分保険料	628,500月
		⑦	上記期間に強制徴収により収納した納付月数	253月
		⑧	17年2月末の納付月数=⑤+⑥+⑦	1,169,709月
	前年度の年間事業実績	⑨	平成16年度に収納した現年度分保険料	428,956月
		⑩	平成16年度に収納した過年度分保険料	632,645月
		⑪	平成16年度に強制徴収により収納した納付月数	269月
		⑫	前年度の年間納付月数⑨+⑩+⑪	1,061,332月
	要求水準			$\text{④} \times \frac{\text{⑫}}{\text{⑧}} \times \frac{15}{12} = 706,644\text{月}$
新規口座振替者獲得者数	直近の状況	⑬	平成18年2月末迄に獲得した新規口座振替者数	212件
	前年同時期の状況	⑭	平成16年度において17年2月末までに獲得した新規口座振替者数	104件
	前年の年実績	⑮	平成16年度に獲得した新規口座振替者数	155件
	要求水準			$\text{⑮} \times \frac{\text{⑭}}{\text{⑬}} \times \frac{15}{12} = 395\text{件}$

鶴見社会保険事務所

納付月数	直近(平成17年度)の事業状況	①	平成18年2月末までに収納した現年度分保険料	401,970月
		②	平成18年2月末までに収納した過年度分保険料	77,711月
		③	上記期間に強制徴収により収納した納付月数	1,488月
		④	18年2月末の納付月数=①+②+③	478,193月
	前年(平成16年度)同時期の事業状況	⑤	平成17年2月末までに収納した現年度分保険料	402,680月
		⑥	平成17年2月末までに収納した過年度分保険料	81,288月
		⑦	上記期間に強制徴収により収納した納付月数	135月
		⑧	17年2月末の納付月数=⑤+⑥+⑦	483,863月
	前年度の年間事業実績	⑨	平成16年度に収納した現年度分保険料	428,956月
		⑩	平成16年度に収納した過年度分保険料	85,287月
		⑪	平成16年度に強制徴収により収納した納付月数	158月
		⑫	前年度の年間納付月数⑨+⑩+⑪	514,085月
	要求水準			$④ \times \frac{⑫}{⑧} \times \frac{15}{12}$ 635,113月
新規口座振替者獲得者数	直近の状況	⑬	平成18年2月末迄に獲得した新規口座振替者数	41件
	前年同時期の状況	⑭	平成16年度において17年2月末までに獲得した新規口座振替者数	87件
	前年の年実績	⑮	平成16年度に獲得した新規口座振替者数	96件
	要求水準			$⑮ \times \frac{⑭}{⑮} \times \frac{15}{12}$ 57件

名古屋西社会保険事務所

納付月数	直近(平成17年度)の事業状況	①	平成18年2月末までに収納した現年度分保険料	289,235月
		②	平成18年2月末までに収納した過年度分保険料	41,013月
		③	上記期間に強制徴収により収納した納付月数	950月
		④	18年2月末の納付月数=①+②+③	329,298月
	前年(平成16年度)同時期の事業状況	⑤	平成17年2月末までに収納した現年度分保険料	293,764月
		⑥	平成17年2月末までに収納した過年度分保険料	41,842月
		⑦	上記期間に強制徴収により収納した納付月数	311月
		⑧	17年2月末の納付月数=⑤+⑥+⑦	335,295月
	前年度の年間事業実績	⑨	平成16年度に収納した現年度分保険料	313,268月
		⑩	平成16年度に収納した過年度分保険料	43,475月
		⑪	平成16年度に強制徴収により収納した納付月数	311月
		⑫	前年度の年間納付月数⑨+⑩+⑪	356,432月
	要求水準			$④ \times \frac{⑫}{⑧} \times \frac{15}{12}$ 437,571月
新規口座振替者獲得者数	直近の状況	⑬	平成18年2月末迄に獲得した新規口座振替者数	69件
	前年同時期の状況	⑭	平成16年度において17年2月末までに獲得した新規口座振替者数	51件
	前年の年実績	⑮	平成16年度に獲得した新規口座振替者数	57件
	要求水準			$⑮ \times \frac{⑭}{⑮} \times \frac{15}{12}$ 96件

厚木社会保険事務所

納付月数	直近(平成17年度)の事業状況	①	平成18年2月末までに収納した現年度分保険料	556,462月
		②	平成18年2月末までに収納した過年度分保険料	96,001月
		③	上記期間に強制徴収により収納した納付月数	313月
		④	18年2月末の納付月数=①+②+③	652,150月
	前年(平成16年度)同時期の事業状況	⑤	平成17年2月末までに収納した現年度分保険料	566,208月
		⑥	平成17年2月末までに収納した過年度分保険料	95,248月
		⑦	上記期間に強制徴収により収納した納付月数	77月
		⑧	17年2月末の納付月数=⑤+⑥+⑦	661,379月
	前年度の年間事業実績	⑨	平成16年度に収納した現年度分保険料	624,588月
		⑩	平成16年度に収納した過年度分保険料	99,485月
		⑪	平成16年度に強制徴収により収納した納付月数	77月
		⑫	前年度の年間納付月数⑨+⑩+⑪	723,996月
	要求水準			$④ \times \frac{⑫}{⑧} \times \frac{15}{12}$ 892,667月
新規口座振替者獲得者数	直近の状況	⑬	平成18年2月末迄に獲得した新規口座振替者数	36件
	前年同時期の状況	⑭	平成16年度において17年2月末までに獲得した新規口座振替者数	32件
	前年の年実績	⑮	平成16年度に獲得した新規口座振替者数	37件
	要求水準			$⑮ \times \frac{⑭}{⑮} \times \frac{15}{12}$ 52件

要求水準の算出方法

下京社会保険事務所

納付月数	直近(平成17年度)の事業状況	①	平成18年2月末までに収納した現年度分保険料	141,317月
		②	平成18年2月末までに収納した過年度分保険料	26,545月
		③	上記期間に強制徴収により収納した納付月数	436月
		④	18年2月末の納付月数＝①＋②－③	167,428月
	前年(平成16年度)同時期の事業状況	⑤	平成17年2月末までに収納した現年度分保険料	142,100月
		⑥	平成17年2月末までに収納した過年度分保険料	26,894月
		⑦	上記期間に強制徴収により収納した納付月数	345月
		⑧	17年2月末の納付月数＝⑤＋⑥－⑦	168,649月
	前年度の年間事業実績	⑨	平成16年度に収納した現年度分保険料	152,442月
		⑩	平成16年度に収納した過年度分保険料	28,317月
		⑪	平成16年度に強制徴収により収納した納付月数	117月
		⑫	前年度の年間納付月数⑨＋⑩－⑪	180,642月
	要求水準			$④ \times \frac{⑫}{⑧} \times \frac{⑮}{⑬}$ 224,168月
新規口座振替者獲得者数	直近の状況	⑬	平成18年2月末迄に獲得した新規口座振替者数	67件
	前年同時期の状況	⑭	平成16年度において17年2月末までに獲得した新規口座振替者数	35件
	前年の年実績	⑮	平成16年度に獲得した新規口座振替者数	42件
	要求水準			$⑬ \times \frac{⑮}{⑭} \times \frac{⑮}{⑬}$ 110件

要求水準の算出方法

城東社会保険事務所

納付月数	直近(平成17年度)の事業状況	①	平成18年2月末までに収納した現年度分保険料	282,410月
		②	平成18年2月末までに収納した過年度分保険料	57,435月
		③	上記期間に強制徴収により収納した納付月数	856月
		④	18年2月末の納付月数＝①＋②－③	338,989月
	前年(平成16年度)同時期の事業状況	⑤	平成17年2月末までに収納した現年度分保険料	289,505月
		⑥	平成17年2月末までに収納した過年度分保険料	57,723月
		⑦	上記期間に強制徴収により収納した納付月数	1,163月
		⑧	17年2月末の納付月数＝⑤＋⑥－⑦	346,065月
	前年度の年間事業実績	⑨	平成16年度に収納した現年度分保険料	310,359月
		⑩	平成16年度に収納した過年度分保険料	61,295月
		⑪	平成16年度に強制徴収により収納した納付月数	1,170月
		⑫	前年度の年間納付月数⑨＋⑩－⑪	370,484月
	要求水準			$④ \times \frac{⑫}{⑧} \times \frac{⑮}{⑬}$ 459,686月
新規口座振替者獲得者数	直近の状況	⑬	平成18年2月末迄に獲得した新規口座振替者数	116件
	前年同時期の状況	⑭	平成16年度において17年2月末までに獲得した新規口座振替者数	26件
	前年の年実績	⑮	平成16年度に獲得した新規口座振替者数	38件
	要求水準			$⑬ \times \frac{⑮}{⑭} \times \frac{⑮}{⑬}$ 212件

大手前社会保険事務所

納付月数	直近(平成17年度)の事業状況	①	平成18年2月末までに収納した現年度分保険料	145,194月
		②	平成18年2月末までに収納した過年度分保険料	29,432月
		③	上記期間に強制徴収により収納した納付月数	1,320月
		④	18年2月末の納付月数＝①＋②－③	173,906月
	前年(平成16年度)同時期の事業状況	⑤	平成17年2月末までに収納した現年度分保険料	143,965月
		⑥	平成17年2月末までに収納した過年度分保険料	27,323月
		⑦	上記期間に強制徴収により収納した納付月数	605月
		⑧	17年2月末の納付月数＝⑤＋⑥－⑦	170,683月
	前年度の年間事業実績	⑨	平成16年度に収納した現年度分保険料	154,106月
		⑩	平成16年度に収納した過年度分保険料	29,005月
		⑪	平成16年度に強制徴収により収納した納付月数	610月
		⑫	前年度の年間納付月数⑨＋⑩－⑪	182,501月
	要求水準			$④ \times \frac{⑫}{⑧} \times \frac{⑮}{⑬}$ 231,632月
新規口座振替者獲得者数	直近の状況	⑬	平成18年2月末迄に獲得した新規口座振替者数	59件
	前年同時期の状況	⑭	平成16年度において17年2月末までに獲得した新規口座振替者数	31件
	前年の年実績	⑮	平成16年度に獲得した新規口座振替者数	34件
	要求水準			$⑬ \times \frac{⑮}{⑭} \times \frac{⑮}{⑬}$ 81件

今里社会保険事務所

納付月数	直近(平成17年度)の事業状況	①	平成18年2月末までに収納した現年度分保険料	160,907月		
		②	平成18年2月末までに収納した過年度分保険料	32,450月		
		③	上記期間に強制徴収により収納した納付月数	888月		
		④	18年2月末の納付月数＝①＋②＋③	192,469月		
	前年(平成16年度)同時期の事業状況	⑤	平成17年2月末までに収納した現年度分保険料	165,741月		
		⑥	平成17年2月末までに収納した過年度分保険料	34,541月		
		⑦	上記期間に強制徴収により収納した納付月数	576月		
		⑧	17年2月末の納付月数＝⑤＋⑥＋⑦	199,706月		
	前年度の年間事業実績	⑨	平成16年度に収納した現年度分保険料	177,914月		
		⑩	平成16年度に収納した過年度分保険料	36,544月		
		⑪	平成16年度に強制徴収により収納した納付月数	579月		
		⑫	前年度の年間納付月数⑨＋⑩＋⑪	213,979月		
要求水準				$④ \times \frac{⑫}{⑧} \times \frac{15}{12}$	257,660月	
新規口座振替者獲得者数	直近の状況	⑬	平成18年2月末迄に獲得した新規口座振替者数	37件		
	前年同時期の状況	⑭	平成16年度において17年2月末までに獲得した新規口座振替者数	16件		
	前年の年実績	⑮	平成16年度に獲得した新規口座振替者数	21件		
	要求水準				$⑬ \times \frac{⑮}{⑭} \times \frac{15}{12}$	61件

難波社会保険事務所

納付月数	直近(平成17年度)の事業状況	①	平成18年2月末までに収納した現年度分保険料	37,810月	
		②	平成18年2月末までに収納した過年度分保険料	8,455月	
		③	上記期間に強制徴収により収納した納付月数	116月	
		④	18年2月末の納付月数＝①＋②－③	46,149月	
	前年(平成16年度)同時期の事業状況	⑤	平成17年2月末までに収納した現年度分保険料	37,593月	
		⑥	平成17年2月末までに収納した過年度分保険料	8,545月	
		⑦	上記期間に強制徴収により収納した納付月数	133月	
		⑧	17年2月末の納付月数＝⑤＋⑥－⑦	46,005月	
	前年度の年間事業実績	⑨	平成16年度に収納した現年度分保険料	40,225月	
		⑩	平成16年度に収納した過年度分保険料	9,088月	
		⑪	平成16年度に強制徴収により収納した納付月数	134月	
		⑫	前年度の年間納付月数⑨＋⑩－⑪	49,179月	
要求水準			$④ \times \frac{⑫}{⑧} \times \frac{15}{12}$	61,666月	
新規口座振替者獲得者数	直近の状況	⑬	平成18年2月末迄に獲得した新規口座振替者数	4件	
	前年同時期の状況	⑭	平成16年度において17年2月末までに獲得した新規口座振替者数	5件	
	前年の年実績	⑮	平成16年度に獲得した新規口座振替者数	7件	
	要求水準			$⑬ \times \frac{⑮}{⑭} \times \frac{15}{12}$	7件

福島社会保険事務所

納付月数	直近(平成17年度)の事業状況	①	平成18年2月末までに収納した現年度分保険料	120,374月	
		②	平成18年2月末までに収納した過年度分保険料	23,628月	
		③	上記期間に強制徴収により収納した納付月数	253月	
		④	18年2月末の納付月数＝①＋②＋③	143,749月	
	前年(平成16年度)同時期の事業状況	⑤	平成17年2月末までに収納した現年度分保険料	123,090月	
		⑥	平成17年2月末までに収納した過年度分保険料	24,539月	
		⑦	上記期間に強制徴収により収納した納付月数	578月	
		⑧	17年2月末の納付月数＝⑤＋⑥＋⑦	147,051月	
	前年度の年間事業実績	⑨	平成16年度に収納した現年度分保険料	131,922月	
		⑩	平成16年度に収納した過年度分保険料	25,919月	
		⑪	平成16年度に強制徴収により収納した納付月数	587月	
		⑫	前年度の年間納付月数⑨＋⑩＋⑪	157,254月	
要求水準				$④ \times \frac{⑫}{⑧} \times \frac{15}{12}$	192,154月

新規口座振替者獲得者数	直近の状況	⑬	平成18年2月末迄に獲得した新規口座振替者数	57件
	前年同時期の状況	⑭	平成16年度において17年2月末までに獲得した新規口座振替者数	10件
	前年の年実績	⑮	平成16年度に獲得した新規口座振替者数	13件
	要求水準			$⑬ \times \frac{⑮}{⑭} \times \frac{15}{12}$

要求水準の算出方法

三宮社会保険事務所

納付月数	直近(平成17年度)の事業状況	①	平成18年2月末までに収納した現年度分保険料	88,160月
		②	平成18年2月末までに収納した過年度分保険料	20,294月
		③	上記期間に強制徴収により収納した納付月数	1,366月
		④	18年2月末の納付月数=①+②+③	107,088月
	前年(平成16年度)同時期の事業状況	⑤	平成17年2月末までに収納した現年度分保険料	88,274月
		⑥	平成17年2月末までに収納した過年度分保険料	18,388月
		⑦	上記期間に強制徴収により収納した納付月数	169月
		⑧	17年2月末の納付月数=⑤+⑥+⑦	106,493月
	前年度の年間事業実績	⑨	平成16年度に収納した現年度分保険料	94,595月
		⑩	平成16年度に収納した過年度分保険料	19,299月
		⑪	平成16年度に強制徴収により収納した納付月数	169月
		⑫	前年度の年間納付月数⑨+⑩+⑪	113,725月
	要求水準			$④ \times \frac{⑫}{⑧} \times \frac{15}{12}$ 142,951月
新規口座振替者獲得者数	直近の状況	⑬	平成18年2月末迄に獲得した新規口座振替者数	53件
	前年同時期の状況	⑭	平成16年度において17年2月末までに獲得した新規口座振替者数	13件
	前年の年実績	⑮	平成16年度に獲得した新規口座振替者数	15件
	要求水準			$⑮ \times \frac{⑮}{⑭} \times \frac{15}{12}$ 76件

要求水準の算出方法

中福岡社会保険事務所

納付月数	直近(平成17年度)の事業状況	①	平成18年2月末までに収納した現年度分保険料	137,044月
		②	平成18年2月末までに収納した過年度分保険料	24,383月
		③	上記期間に強制徴収により収納した納付月数	259月
		④	18年2月末の納付月数=①+②+③	161,163月
	前年(平成16年度)同時期の事業状況	⑤	平成17年2月末までに収納した現年度分保険料	136,186月
		⑥	平成17年2月末までに収納した過年度分保険料	25,511月
		⑦	上記期間に強制徴収により収納した納付月数	287月
		⑧	17年2月末の納付月数=⑤+⑥+⑦	161,410月
	前年度の年間事業実績	⑨	平成16年度に収納した現年度分保険料	146,972月
		⑩	平成16年度に収納した過年度分保険料	26,585月
		⑪	平成16年度に強制徴収により収納した納付月数	507月
		⑫	前年度の年間納付月数⑨+⑩+⑪	173,050月
	要求水準			$④ \times \frac{⑫}{⑧} \times \frac{15}{12}$ 215,988月
新規口座振替者獲得者数	直近の状況	⑬	平成18年2月末迄に獲得した新規口座振替者数	1,521件
	前年同時期の状況	⑭	平成16年度において17年2月末までに獲得した新規口座振替者数	1,160件
	前年の年実績	⑮	平成16年度に獲得した新規口座振替者数	2,056件
	要求水準			$⑮ \times \frac{⑮}{⑭} \times \frac{15}{12}$ 3,370件

兵庫社会保険事務所

納付月数	直近(平成17年度)の事業状況	①	平成18年2月末までに収納した現年度分保険料	248,086月
		②	平成18年2月末までに収納した過年度分保険料	42,407月
		③	上記期間に強制徴収により収納した納付月数	841月
		④	18年2月末の納付月数=①+②+③	289,652月
	前年(平成16年度)同時期の事業状況	⑤	平成17年2月末までに収納した現年度分保険料	256,790月
		⑥	平成17年2月末までに収納した過年度分保険料	42,522月
		⑦	上記期間に強制徴収により収納した納付月数	175月
		⑧	17年2月末の納付月数=⑤+⑥+⑦	299,137月
	前年度の年間事業実績	⑨	平成16年度に収納した現年度分保険料	274,968月
		⑩	平成16年度に収納した過年度分保険料	44,486月
		⑪	平成16年度に強制徴収により収納した納付月数	175月
		⑫	前年度の年間納付月数⑨+⑩+⑪	319,279月
	要求水準			$④ \times \frac{⑫}{⑧} \times \frac{15}{12}$ 386,444月
新規口座振替者獲得者数	直近の状況	⑬	平成18年2月末迄に獲得した新規口座振替者数	30件
	前年同時期の状況	⑭	平成16年度において17年2月末までに獲得した新規口座振替者数	22件
	前年の年実績	⑮	平成16年度に獲得した新規口座振替者数	25件
	要求水準			$⑮ \times \frac{⑮}{⑭} \times \frac{15}{12}$ 43件

対象社会保険事務所における対象事業に要した費用等

◆ 水戸北 社会保険事務所における当該事業に要した費用等 (単位:千円)

	物件費	旅費	人件費等	合計
平成15年度	8,787 (2,470)	2,476	36,424	47,687
平成16年度	9,300 (2,331)	3,345	41,912	54,557

◆ 水戸南 社会保険事務所における当該事業に要した費用等 (単位:千円)

	物件費	旅費	人件費等	合計
平成15年度	10,320 (3,212)	7,447	30,320	48,087
平成16年度	12,241 (2,464)	10,183	43,695	66,119

◆ 熊 谷 社会保険事務所における当該事業に要した費用等 (単位:千円)

	物件費	旅費	人件費等	合計
平成15年度	14,807 (6,107)	4,305	36,784	55,896
平成16年度	13,514 (5,257)	5,601	39,632	58,747

◆ 川 越 社会保険事務所における当該事業に要した費用等 (単位:千円)

	物件費	旅費	人件費等	合計
平成15年度	24,679 (9,563)	6,464	77,522	108,665
平成16年度	27,715 (9,513)	9,120	82,523	119,358

◆ 浦 和 社会保険事務所における当該事業に要した費用等 (単位:千円)

	物件費	旅費	人件費等	合計
平成15年度	24,195 (10,107)	3,580	59,633	87,408
平成16年度	24,511 (8,265)	4,172	80,404	109,087

◆ 佐 原 社会保険事務所における当該事業に要した費用等 (単位:千円)

	物件費	旅費	人件費等	合計
平成15年度	10,027 (3,785)	1,917	35,217	47,161
平成16年度	9,938 (4,576)	2,081	35,368	47,387

◆ 木更津 社会保険事務所における当該事業に要した費用等 (単位:千円)

	物件費	旅費	人件費等	合計
平成15年度	17,130 (7,059)	2,753	35,042	54,925
平成16年度	17,623 (7,078)	4,363	41,713	63,699

◆ 松 戸 社会保険事務所における当該事業に要した費用等 (単位:千円)

	物件費	旅費	人件費等	合計
平成15年度	17,437 (7,087)	2,775	62,814	83,026
平成16年度	20,716 (10,445)	2,969	66,152	89,837

◆ 上 野 社会保険事務所における当該事業に要した費用等 (単位:千円)

	物件費	旅費	人件費等	合計
平成15年度	5,439 (506)	628	15,137	21,204
平成16年度	4,785 (869)	472	16,933	22,190

◆ 新 宿 社会保険事務所における当該事業に要した費用等 (単位:千円)

	物件費	旅費	人件費等	合計
平成15年度	6,526 (506)	581	16,239	23,346
平成16年度	9,577 (908)	899	21,658	32,134

◆ 港 社会保険事務所における当該事業に要した費用等 (単位:千円)

	物件費	旅費	人件費等	合計
平成15年度	4,080 (64)	749	10,684	15,513
平成16年度	2,823 (872)	919	13,320	17,062

◆ 江戸川 社会保険事務所における当該事業に要した費用等 (単位:千円)

	物件費	旅費	人件費等	合計
平成15年度	4,429 (506)	1,395	30,653	36,477
平成16年度	7,370 (1,087)	1,516	36,073	44,959

◆ 荒 川 社会保険事務所における当該事業に要した費用等 (単位:千円)

	物件費	旅費	人件費等	合計
平成15年度	2,047 (592)	415	26,895	29,357
平成16年度	3,031 (930)	505	30,248	33,784

◆ 墨 田 社会保険事務所における当該事業に要した費用等 (単位:千円)

	物件費	旅費	人件費等	合計
平成15年度	4,369 (542)	537	19,318	24,224
平成16年度	7,171 (863)	649	24,730	32,550

◆ 武蔵野 社会保険事務所における当該事業に要した費用等 (単位:千円)

	物件費	旅費	人件費等	合計
平成15年度	12,663 (506)	2,729	69,818	85,210
平成16年度	14,572 (1,044)	2,837	76,191	93,600

◆ 渋谷 社会保険事務所における当該事業に要した費用等 (単位:千円)

	物件費	旅費	人件費等	合計
平成15年度	3,899 (506)	662	29,902	34,463
平成16年度	6,135 (852)	739	31,105	37,979

◆ 厚木 社会保険事務所における当該事業に要した費用等 (単位:千円)

	物件費	旅費	人件費等	合計
平成15年度	5,614 (1,944)	2,186	21,698	29,498
平成16年度	7,522 (2,879)	2,539	28,199	38,260

◆ 相模原 社会保険事務所における当該事業に要した費用等 (単位:千円)

	物件費	旅費	人件費等	合計
平成15年度	6,100 (1,982)	2,226	36,789	45,115
平成16年度	7,289 (2,919)	3,029	48,119	58,437

◆ 横須賀 社会保険事務所における当該事業に要した費用等 (単位:千円)

	物件費	旅費	人件費等	合計
平成15年度	4,356 (1,776)	1,723	21,226	27,305
平成16年度	5,624 (2,038)	2,128	22,762	30,514

◆ 鶴見 社会保険事務所における当該事業に要した費用等 (単位:千円)

	物件費	旅費	人件費等	合計
平成15年度	4,654 (1,525)	963	21,127	26,744
平成16年度	6,263 (1,533)	1,280	24,851	32,394

◆ 名古屋西 社会保険事務所における当該事業に要した費用等 (単位:千円)

	物件費	旅費	人件費等	合計
平成15年度	6,551 (4,892)	1,505	28,277	36,333
平成16年度	9,039 (5,518)	1,726	28,258	39,023

◆ 下京 社会保険事務所における当該事業に要した費用等 (単位:千円)

	物件費	旅費	人件費等	合計
平成15年度	4,839 (1,475)	557	16,689	22,085
平成16年度	5,948 (1,062)	818	20,176	26,942

◆ 難波 社会保険事務所における当該事業に要した費用等 (単位:千円)

	物件費	旅費	人件費等	合計
平成15年度	2,109 (309)	371	17,448	19,928
平成16年度	3,683 (132)	573	23,008	27,264

◆ 今里 社会保険事務所における当該事業に要した費用等 (単位:千円)

	物件費	旅費	人件費等	合計
平成15年度	3,180 (1,345)	1,212	25,113	29,505
平成16年度	3,714 (768)	1,406	27,237	32,357

◆ 福島 社会保険事務所における当該事業に要した費用等 (単位:千円)

	物件費	旅費	人件費等	合計
平成15年度	2,886 (1,080)	812	23,715	27,413
平成16年度	3,082 (620)	899	26,448	30,429

◆ 大手前 社会保険事務所における当該事業に要した費用等 (単位:千円)

	物件費	旅費	人件費等	合計
平成15年度	3,293 (1,051)	1,098	21,833	26,224
平成16年度	3,715 (586)	1,112	24,742	29,569

◆ 城東 社会保険事務所における当該事業に要した費用等 (単位:千円)

	物件費	旅費	人件費等	合計
平成15年度	6,117 (2,516)	1,982	29,355	37,454
平成16年度	5,599 (1,398)	1,986	31,664	39,249

◆ 三宮 社会保険事務所における当該事業に要した費用等 (単位:千円)

	物件費	旅費	人件費等	合計
平成15年度	1,617 (558)	1,635	32,071	35,323
平成16年度	1,849 (916)	2,021	35,874	39,744

◆ 兵庫 社会保険事務所における当該事業に要した費用等 (単位:千円)

	物件費	旅費	人件費等	合計
平成15年度	2,661 (1,982)	2,193	44,035	48,889
平成16年度	3,938 (1,816)	3,026	47,837	54,801

◆ 中福岡 社会保険事務所における当該事業に要した費用等 (単位:千円)

	物件費	旅費	人件費等	合計
平成15年度	3,244 (1,478)	874	18,808	22,926
平成16年度	3,764 (1,813)	764	20,163	24,691

※ 物件費は、電話督促、戸別訪問、集合徴収等の実施に要した印刷製本費、郵送料、会場借料、光熱水料等
物件費の()は、電話納付督促に要した経費の再掲

※ 旅費は、職員や国民年金推進員の戸別訪問督促等に要した旅費

※ 人件費等は、職員、国民年金推進員、収納指導員、賃金職員の給与等